

田辺市バリアフリー基本構想

平成 20 年 3 月

田辺市

目 次

第1章	バリアフリー基本構想の策定にあたって	
1-1.	バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
1-2.	バリアフリー基本構想策定の流れ	3
1-3.	バリアフリー基本構想の位置づけ	4
1-4.	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について	5
1-5.	田辺市における関連計画について	7
第2章	田辺市の概要	
2-1.	位置・面積	11
2-2.	土地・気候	12
2-3.	人口の動向	12
2-4.	田辺市における障害者の現状	16
第3章	重点整備地区等の設定	
3-1.	重点整備地区の設定	18
3-2.	生活関連施設の設定	18
3-3.	生活関連経路の設定	19
第4章	生活関連施設及び生活関連経路の現況調査等	
4-1.	生活関連施設及び生活関連経路の調査項目	21
4-2.	現況調査	24
4-3.	市民アンケート調査結果	35
4-4.	関係団体へのヒアリング調査結果	47
4-5.	市民参加による現地調査	49
4-6.	来訪者による現地調査	53
第5章	バリアフリー化に向けた課題の抽出	
5-1.	生活関連施設の課題	55
5-2.	道路の課題	57
5-3.	交通手段の課題	58
5-4.	情報提供の課題	58
5-5.	その他	59
第6章	基本理念、基本方針	
6-1.	基本理念	61
6-2.	基本方針	64

第7章	バリアフリー化に関する整備方針	
7-1.	生活関連施設等の利便性の向上	65
7-2.	移動等における安全性の向上	66
7-3.	安心して利用できる交通環境の整備	66
7-4.	誰もが分かりやすいまちづくり	67
7-5.	心のバリアフリー推進のまちづくり	67
第8章	バリアフリー整備計画	
8-1.	バリアフリー整備計画に盛り込むべき事業	68
8-2.	バリアフリーの整備目標年次	69
8-3.	関連機関との連携による整備計画	69
第9章	基本構想の推進方策	78
用語解説		80
策定協議会要綱		83
策定協議会の経過		85
策定協議会委員名簿		86

はじめに

わが国では、急激な少子高齢化の進展により、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が高齢者になると予想されていますが、田辺市では、平成 17 年の国勢調査において、すでに高齢化率が 25%を超え、国より 10 年早く、高齢化が進んでいる状況にあります。

田辺市では、こうした高齢社会に対応するとともに、合併後のまちづくりの指針として、平成 19 年 3 月に「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした第 1 次田辺市総合計画を策定しました。

その総合計画の柱のひとつである「安心して暮せるまち」では、高齢者がいきいきと暮し、障害者が安心して暮し、子育てを支え、そして地域福祉をはぐくむまちづくりを進める施策のひとつとしてバリアフリーの推進をあげています。

田辺市バリアフリー基本構想は、そのバリアフリーの推進を具体化するものであり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢や障害の有無に関係なく、すべての市民が快適で安心して暮せるまちづくりをめざすものです。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会、その他の関係者と連携し、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この基本構想の策定にあたり、大変なご尽力を賜りました田辺市バリアフリー基本構想策定協議会の皆様方をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、現地調査等を通して、貴重なご意見を賜りました市民の皆様方並びに関係の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

田辺市長 真 砂 充 敏

第 1 章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

1. バリアフリー基本構想策定の背景

わが国では、平成 6 年に高齢化率が 14%を超え、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が、平成 47 年には 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると予測されています。

平成 13 年に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的な推進を掲げています。

また、わが国の在宅の障害者数(注 1)は、身体障害、知的障害及び精神障害をあわせると約 643 万人と推計され、その数は増加する傾向にあります。発達障害については、これまで、全国的な調査がなくその数は公表されていませんが、田辺市で実施している発達障害相談には多くの相談が寄せられていることから、生活支援を必要としている多くの発達障害者がいることが推測されます。

平成 14 年に策定された国の「障害者基本計画」では、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重されることから、障害者の社会への参加や参画を実質的なものとするために、活動を制限し社会への参加を制約している諸要因を除去することを求め、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進するとしています。

そのような中で、高齢者や障害者等の不特定多数が利用する建築物や公共交通機関をバリアフリー化することを目的とする「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)」(平成 6 年)や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」(平成 12 年)が施行され、バリアフリーのまちづくりが全国各地で進められるようになりました。

平成 18 年 12 月 20 日には、この 2 つの法律を一本化する法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行され、バリアフリー化を求める施設が道路や都市公園等にまで広げられたことにより、建築物と駅などの旅客施設をつなぐ経路(道路等)を含めた重点整備地区内の一体的な整備方針を示すことが可能となりました。

(注 1)平成 19 年版障害者白書より

在宅の障害者数は、身体障害児・者が約 333 万人(厚生労働省「身体障害児・者実態調査」平成 13 年)、知的障害児・者が約 42 万人(厚生労働省「知的障害児(者)実態調査」平成 17 年)、精神障害者が約 268 万人(厚生労働省「患者調査」平成 17 年)

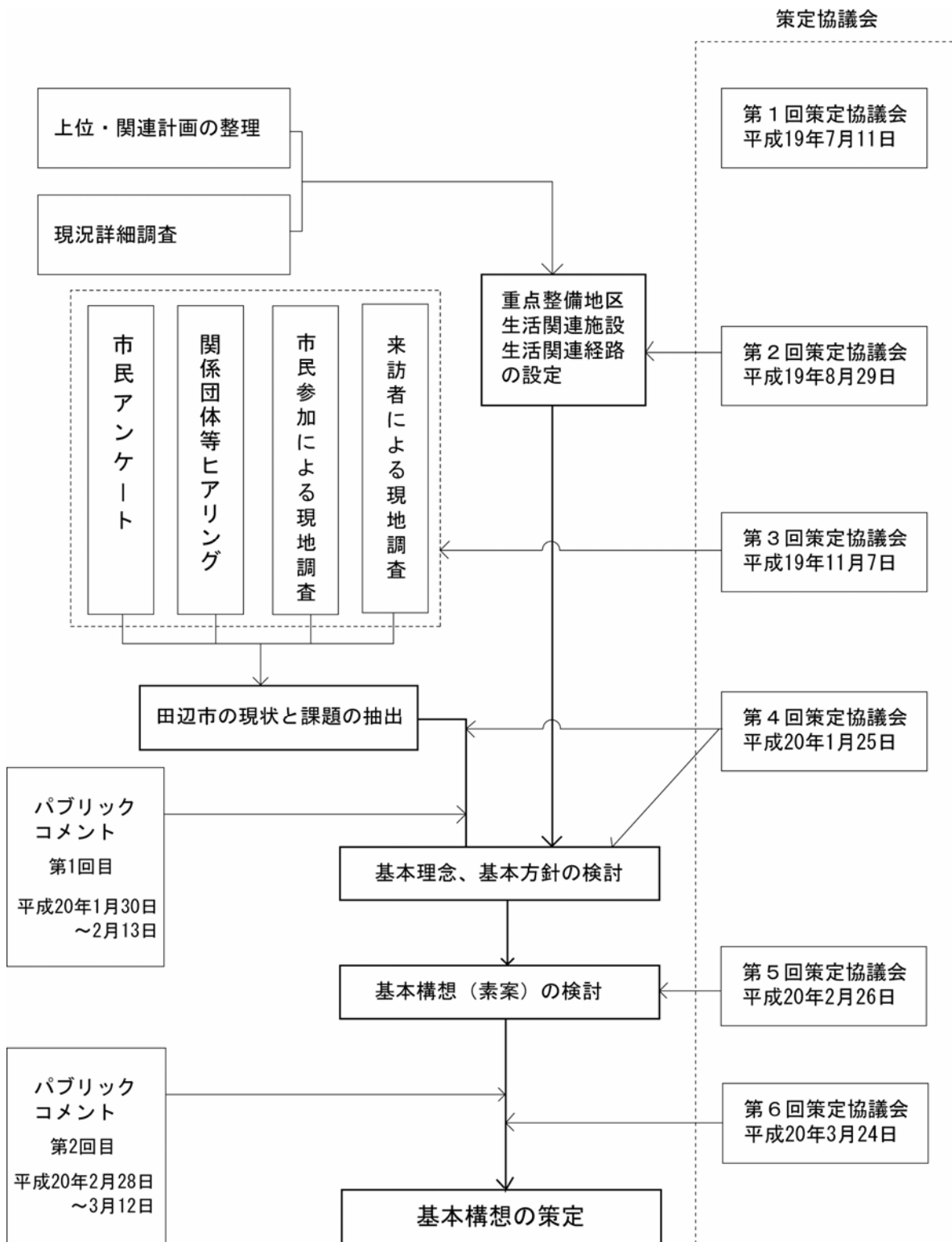
2. バリアフリー基本計画策定の目的

田辺市でも、全国的な流れを受け、市民のニーズに対応したバリアフリーのまちづくりが課題となっています。「第 1 次田辺市総合計画」をはじめとする各種計画では、一人ひとりが住み慣れた地域や家庭の中で共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、バリアフリー化に取り組むことを掲げており、この具体化のひとつとして、バリアフリー新法に基づく田辺市バリアフリー基本構想を作成するものです。

この基本構想は、田辺市がバリアフリー化を進める際に抱えている重点整備地区内の問題や課題を明らかにし、バリアフリー化を推進するための理念及び方針を定め、バリアフリー化に向けた実施すべき事業等を示します。

1-2. バリアフリー基本構想策定の流れ

田辺市バリアフリー基本構想の策定の流れは次のとおりです。

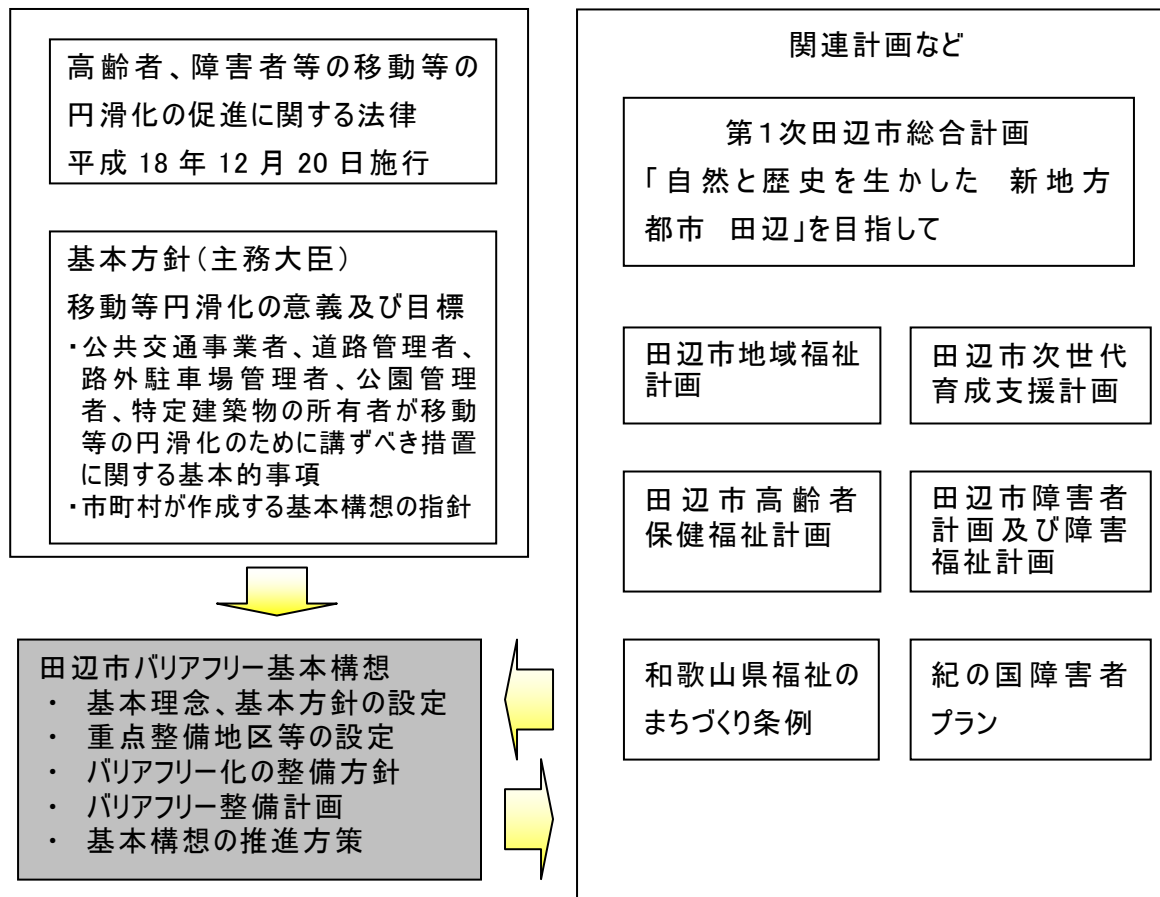


1-3. バリアフリー基本構想の位置づけ

田辺市バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法及び関連する法令や上位計画に基づき作成するもので、ノーマライゼーション社会の実現のための理念や方針を定め、市民の理解や協力のもと、重点整備地区内のバリアフリーに関する事業等の実施によりまちづくりを進める内容とします。

基本構想に記載する特定事業及びその他の事業は、移動等円滑化のために必要な①公共交通移動等円滑化基準、②道路移動等円滑化基準、③建築物移動等円滑化誘導基準並びに和歌山県福祉のまちづくり条例に従った基本構想とします。

また、建築物をはじめ公共交通機関、駅舎、道路、公衆便所、交通施設（信号機など）など多くの施設が対象になることから、基本構想の策定にあたっては、庁内の関係課との調整や関係機関との連携が図られた内容とします。



「バリアフリー新法」の概要は次のとおりとなっています。

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

- ☐ ハートビル法の対象(一定の建築物の新築等)
- ☐ 交通バリアフリー法の対象(旅客施設及びその徒歩圏内の経路)
- ☐ 追加・拡大される部分(既存の路外駐車場、公園、建築物、施設間の経路等)

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制

等

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

2. 「バリアフリー新法」に基づくバリアフリー基本構想について

(1) 基本構想に定める項目

バリアフリー新法では、市町村は、市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る各種事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができるとしています。

基本構想に定めるべき事項は、次のとおりとなっています。

- ・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- ・重点整備地区の位置及び区域
- ・生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ・移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ・上記事業に併せて実施する各種事業に関する事項やその他必要な事項

(2) 重点整備地区について

バリアフリー新法では、重点整備地区について、概ね 400ha(2 km 四方)未満の地区で、生活関連施設のうち旅客施設や特別特定建築物が概ね 3 以上存在し、施設等相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれるとともに、重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るための事業を実施する必要があると認められる地区としています。

(3) 生活関連施設と生活関連経路について

生活関連施設とは、重点整備地区内にあり、高齢者、障害者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設及び福祉施設等をいいます。

また、生活関連経路とは、この生活関連施設相互間を結ぶ道路、駅前広場等をいいます。

(4) 特定事業について

特定事業とは、バリアフリー化のために実施される事業のうち、「バリアフリー新法」に定められている事業をいいます。特定事業には、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業があり、それ以外のバリアフリーの事業はその他の事業として位置づけられています。

1-5. 田辺市における関連計画について

基本構想の策定に係る田辺市の関連計画には、次のようなものがあります。

法 律	内 容
第1次田辺市総合計画 (平成19年3月策定)	「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に、「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」を将来像と定めました。 福祉施策として、市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭の中で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民、福祉関係活動者と行政の協働によって、ともに生きる「支えあいのふるさと」の実現を目指した、地域福祉活動を推進します。また、ノーマライゼーションの理念を実現するため、あらゆる面でのバリアフリー（障壁のない社会）を推進することを基本方針に据え、バリアフリーの推進に向けた取り組みを展開します。 ○バリアフリーの推進 ①心のバリアフリーの推進 心のバリアフリーの推進に向け、学校や地域などあらゆる機会を通じて、教育・啓発活動に取り組む。 ②公共施設等のバリアフリーの推進 高齢者や障害者等が暮らしやすい地域社会はすべての人々にとっても暮らしやすい地域社会であるとの認識のもと、ユニバーサルデザインの理念や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」などに基つき、公共施設等のバリアフリー化の推進に取り組む。
田辺市地域福祉計画 (平成19年3月策定)	計画の基本理念を、「しあわせづくり・コミュニティづくり」に向けて「しあわせは 隣近所の 笑い声」とし、「たなべあんしんネットワークの構築」を基本目標に掲げている。 基本目標を達成するための基本方策 ①福祉課題発見の仕組みづくりと相談体制の整備 ②地域福祉のサービス活動の整備・拡充とネットワークづくり ③権利擁護の仕組みづくり ④福祉を支えるひとづくり ⑤福祉のまちづくり ○ユニバーサルデザイン化の推進 高齢者や障害のある人のみならず、すべての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるようバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進していきます。

法 律	内 容
田辺市次世代育成支援 行動計画 (平成 17 年 5 月策定)	「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんな で支える社会の醸成」を基本理念とし、以下の 4 つの基本 目標を掲げている。 ①子育て家庭をみんなで応援するまち ②子育てと社会参加が両立したまち ③子育てを楽しむ環境が整ったまち ④子どもが健康（すこやか）で安全に育つ安心できるまち ○子育てバリアフリー化の推進 ①安全な道路環境の整備 通学路を中心として各種の交通安全施設の整備とともに、 段差の解消などにより安全、快適な道路環境整備を進めま す。 ②子育てバリアフリー化の推進 妊産婦から子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者な どすべての人が安心して外出できるよう公共公益施設など で乳児のオムツ台や小児用トイレなどの子育て支援施設の 整備を促進します。
田辺市高齢者保健福祉 計画 2006 (平成 18 年度策定)	○基本理念 すべての高齢者が、人間としての尊厳をもって、生き生き と安心して生活することのできる社会の実現をめざします。 また、市民一人ひとりが自らの努力により生活習慣病を予防 し、介護を要する状態にならないようにするとともに、ひと り暮らし高齢者等が地域社会と関わりを持ち続けて生活す ることを支援する施策に取り組み、活力ある高齢社会の形成を めざします。 ○基本目標 ①高齢者の自己決定を尊重した施策の推進 ②活力ある高齢者像の構築（第二の現役世代） ③要援護高齢者対策の推進 ④地域支援体制の構築 ⑤ノーマライゼーションの理念の確立 ○やさしいまちづくりの推進—都市基盤の整備 高齢者・障害者の積極的な社会参加を促進し、快適かつ安心 できる日常生活を確保するためには、都市基盤の整備が必要 です。 平成 8 年 10 月に制定された「和歌山県福祉のまちづくり条 例」及び同施行規則の整備基準に基づき公共的施設の整備が 行われていますが、今回、少子・高齢化の進展、ノーマライゼ ーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の普 及などにより同施行規則が改正されました。障害者用トイレ へのオストメイト対応設備や子育て支援設備の併設などユニ バーサルデザインの観点から公共的施設や道路環境の整備を 一層促進します。

法 律	内 容
田辺市障害者計画及び 障害福祉計画 (平成 19 年 3 月策定)	○計画の理念 「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」とし、以下のよう定めています。 一般社会の中で障害のある人となない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図っていきます。 ○計画の視点 ①社会のバリアフリー化の推進 ②障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開 ③総合的かつ効果的な施策の推進 ④制度の一元化とサービス基盤の整備 ○福祉のまちづくりの推進 (1)やさしいまちづくりの推進 ①やさしいまちづくりの推進 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「和歌山県福祉のまちづくり条例」等の主旨に基づき、公共施設や民間建築物等について、誰にでもやさしい建築を推進します。 ②やさしいまちづくりの啓発 ・改正された「和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則」について、新制度の趣旨が浸透するよう市民啓発を図ります。 ・市民団体や障害者団体等が行う啓発活動と連携を図り、一体的な啓発活動を推進します。 ・段差や見通しの悪いところなどで障害のある人や高齢者等に対し、市民の誰もが自然に手助けすることができるよう、心のバリアフリーの浸透に努めます。 (2)生活環境の整備推進 ・改正された「和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、公共施設へのスロープや障害者用トイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続し、快適な生活環境づくりに努めます。 ・都市公園をはじめとする市が管理する公園について、高齢者、障害のある人が利用しやすいよう、整備に努めます。

法 律	内 容
田辺市障害者計画及び 障害福祉計画 (平成 19 年 3 月策定)	(3) 情報提供の充実 ・「声の広報」や「点字版広報田辺」、ラジオでの「田辺市広報タイム」等の充実を図り、視覚障害のある人への情報の提供に努めます。 ・録音図書や点字図書、点字情報誌、大型活字図書等の充実を図り、引き続き郵送配本サービスや自動車文庫を実施します。 ・手話通訳者の設置や手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣により、聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図ります。 (4) 交通関連施設・道路等の整備 ・電車やバス等の交通機関について、障害のある人や高齢者が安心して利用できるよう、施設や設備の整備を働きかけます。 ・歩行者等の安全を確保するため、ガードレールやカーブミラー、道路照明等、設備の整備に努めます。 ・歩行者や車椅子等での移動の妨げや点字ブロック等を隠してしまうことがないように、自転車等の歩道への迷惑駐輪防止の啓発に努めます。 (5) 障害のある人に優しい観光地作りの推進 ・障害のある人に配慮した観光案内版の設置、地図・パンフレット等の作成、観光施設等の情報提供に努めます。 ・手話のできる観光ボランティアの育成等、観光地において障害のある人をサポートする人材の確保に努めます。 ・各種観光施設や観光案内所等と保健・医療・福祉の窓口の連携を図るなど、緊急時の対応が可能となる体制の整備に努めます。

第 2 章 田辺市の概要

2－1．位置・面積

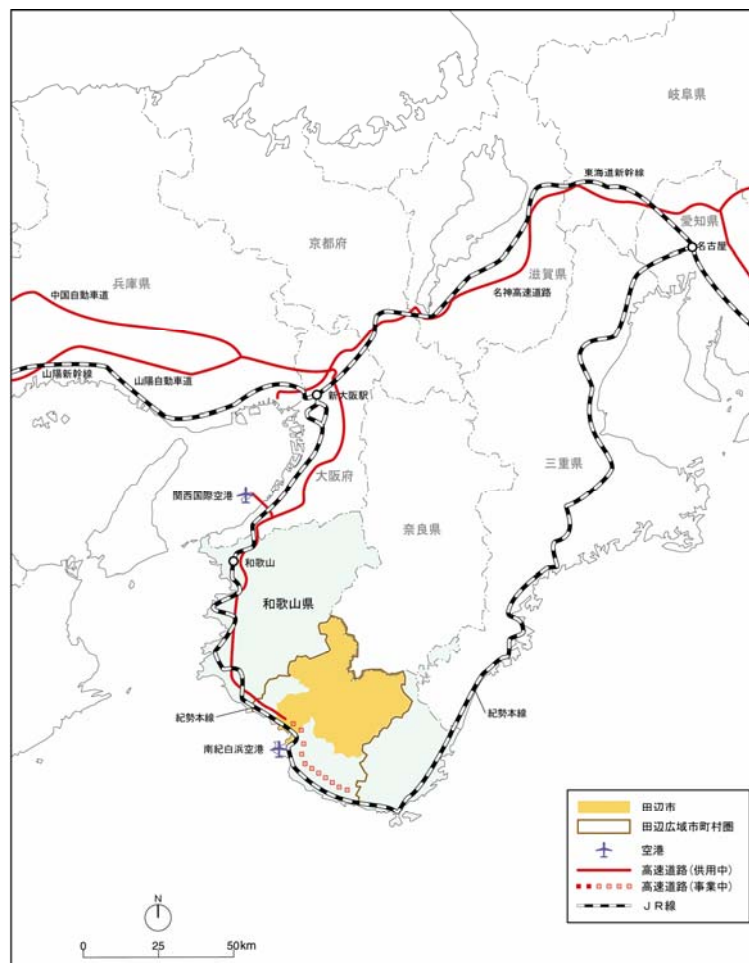
田辺市は紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、新宮市、古座川町、白浜町、上富田町、奈良県野迫川村・十津川村にそれぞれ隣接しています。

西よりの海岸部に面した市街地を中心として、左会津川等に沿って中山間地域が形成され、(主な水系としては日高川水系、富田川水系、日置川水系、熊野川水系の 4 水系を抱える、広大な圏域となっています。)

市域は東西約 45 k m、南北約 46 k m、総面積は約 1,026 k m²であり、和歌山県全域の約 22%と県内第 1 位の面積を占めています。

海岸部に沿って J R 紀勢本線が通っており、紀伊田辺駅から大阪市内への所要時間は、約 2 時間となっています。また、田辺市街地から京阪神地域・関西国際空港までは約 2 時間、南紀白浜空港から東京まで約 1 時間の時間距離にあり、さらに平成 19 年 11 月 11 日には、阪和自動車道(みなべ I C～南紀田辺 I C)が開通したことで、京阪神地域との時間距離が短縮されました。

田辺市位置図



2-2. 土地・気候

地形については、平野が少なく海岸部からすぐ山岳地帯へと移行しており、森林面積が約 917 k m² と全体の約 9 割を占めています。

また、気候は、海岸部の温暖多湿な太平洋型気候から、紀伊山地に属する山岳が連続する山間地の寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっており、年間平均気温は 13.1 度から 17.1 度、年間降水量は 1,780mm から 2,860mm、年間日照時間は 1,343 時間から 1,995 時間とかなりの地域差が見られます。

2-3. 人口の動向

1. 人口及び世帯数の推移

田辺市の人口は、昭和 60 年をピークに年々減少傾向にあります。旧町村別では、旧田辺市が 68,117 人と全体の 82.6% を占めています。

平成 17 年の国勢調査では、田辺市の高齢化率は、25.2% と和歌山県の 24.1%、全国平均の 20.1% を上回っており、高齢化が進んでいることを示しています。

世帯数については、平成 17 年の国勢調査で 32,643 世帯となっており、年々増加傾向にあります。

◆人口の推移

(単位：人)

	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)
田 辺 市 計	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	82,499
旧田辺市	69,575	70,835	69,859	70,246	70,360	68,117
旧龍神村	5,353	5,110	4,847	4,642	4,461	4,103
旧中辺路町	4,636	4,343	4,027	3,863	3,710	3,450
旧大塔村	3,512	3,351	3,181	3,285	3,246	3,259
旧本宮町	5,054	4,624	4,229	4,123	3,869	3,570

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

◆年齢別人口の推移

(単位：人)

	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	全国平均 平成 17 年
総人口	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	82,499	—
年少人口 (14 歳以下)	20,569 23.3%	19,055 21.6%	16,299 18.9%	14,544 16.9%	13,418 15.7%	11,843 14.4%	— 13.7%
生産年齢人口 (15～64 歳)	56,509 64.1%	56,919 64.5%	55,599 64.5%	54,618 63.4%	52,710 61.5%	49,799 60.4%	— 65.8%
老年人口 (65 歳以上)	11,052 12.5%	12,281 13.9%	14,185 16.5%	16,988 19.7%	19,483 22.7%	20,829 25.2%	— 20.1%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

◆世帯数の推移

(単位：世帯)

	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)
田辺市計	27,646	28,417	29,133	31,033	32,459	32,643
旧田辺市	21,390	22,281	23,057	24,873	26,320	26,652
旧龍神村	1,631	1,595	1,627	1,669	1,635	1,605
旧中辺路町	1,600	1,574	1,549	1,520	1,529	1,498
旧大塔村	1,144	1,153	1,169	1,217	1,250	1,261
旧本宮町	1,881	1,814	1,731	1,754	1,725	1,627

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2. 人口動態

自然動態については平成 10 年度の増加以降、年々減少傾向にあり、特に平成 14 年度以降は死亡者数が出生者数を大きく上回っています。

社会動態についても、転出者数が転入者数を大きく上回っており、特に平成 15 年度と 18 年度にはその傾向が大きくなっています。

◆人口動態の推移

(単位：人)

	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減①	転入者数	転出者数	増減②	①＋②
平成10年度	882	857	25	2,913	3,299	△386	△361
平成11年度	780	798	△18	3,014	3,219	△205	△223
平成12年度	809	823	△14	2,874	3,155	△281	△295
平成13年度	779	861	△82	2,816	3,094	△278	△360
平成14年度	759	859	△100	2,747	2,950	△203	△303
平成15年度	738	852	△114	2,622	3,194	△572	△686
平成16年度	675	923	△248	2,584	2,951	△367	△615
平成17年度	692	934	△242	2,356	2,759	△403	△645
平成18年度	648	936	△288	2,229	2,790	△561	△849

資料：田辺市 市民課 △：減少を示す

3. 和歌山県及び田辺市周辺市町の年齢別（3区分）人口

平成 17 年の国勢調査の年齢階層別人口を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）は 14.4%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 60.4%、高齢人口（65 歳以上）は 25.2%となっています。

年少人口は、和歌山県平均 13.8%、を上回っていますが、田辺市周辺の上富田町の 16.3%、みなべ町の 15.9%を下回っています。

生産年齢人口は、和歌山県平均 62.0%、上富田町 64.4%を下回っていますが、みなべ町 58.6%、白浜町 59.6%を上回っています。

高齢人口は、和歌山県平均 24.1%、上富田町 19.3%を上回っていますが、みなべ町 25.5%、白浜町 27.6%を下回っており、高齢化は和歌山県平均を約 1 ポイント上回っていることを示しています。

◆年齢別人口

(単位：人・%)

	総数	0 歳～14 歳		15 歳～64 歳		65 歳以上	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
和歌山県	1,035,969	142,670	13.8	642,428	62.0	249,473	24.1
和歌山市	375,591	50,646	13.5	241,442	64.3	82,838	22.1
田辺市	82,499	11,843	14.4	49,799	60.4	20,829	25.2
みなべ町	14,200	2,253	15.9	8,327	58.6	3,620	25.5
上富田町	14,775	2,408	16.3	9,513	64.4	2,854	19.3
白浜町	19,206	2,468	12.9	11,444	59.6	2,686	27.6

資料：平成 17 年国勢調査

4. 観光客の動向

田辺市は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された「熊野古道」や「熊野本宮大社」に代表される史跡や日本有数の秘湯、自然環境保全の象徴である天神崎をはじめとして豊かな海など、人々の心とからだを癒す文化と自然にあふれた地域であり、年間 350 万人を超える観光客が訪れています。

◆観光客の状況

(単位：人)

	全体		
	日帰り	宿泊	合計
平成 16 年 全市 (内旧田辺市)	3,204,140 (677,937)	444,128 (179,709)	3,648,268 (857,646)
平成 17 年 全市 (内旧田辺市)	3,753,472 (761,376)	410,231 (160,056)	4,163,703 (921,432)
平成 18 年 全市 (内旧田辺市)	3,200,046 (793,281)	380,577 (151,280)	3,580,623 (944,561)

資料：県観光振興課

2-4. 田辺市における障害者の現状

平成 19 年 4 月時点での障害者手帳所持者総数は 4,737 人、その内身体障害者手帳所持者数は 3,799 人、療育手帳所持者数は 619 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 319 人となっています。

手帳所持者総数に対する割合では、身体障害者手帳所持者が 8 割以上を占め、平成 16 年から平成 19 年までの障害者手帳所持者は 358 人の増加となっています。

◆障害種別手帳所持者数

(単位：人)

	手帳所持者総数	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者保健 福祉手帳所持者数
平成 16 年	4,379	3,594	569	216
平成 17 年	4,512	3,660	599	253
平成 18 年	4,578	3,711	594	273
平成 19 年	4,737	3,799	619	319

※各年 4 月時点の数値

1. 身体障害者手帳所持者の状況

平成 19 年の身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、「1 級」が 1,128 人(29.7%)と最も多く、次いで、「4 級」、「2 級」の順になっています。

障害種別では、「肢体不自由」が 2,107 人(55.5%)と最も多く、次いで、「内部障害」、「聴覚障害」、「視覚障害」、「言語障害」の順になっています。

◆等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 16 年	1,089	626	524	744	253	358	3,594
平成 17 年	1,094	650	539	766	251	360	3,660
平成 18 年	1,081	663	548	795	259	365	3,711
平成 19 年	1,128	665	558	830	250	368	3,799

※各年 4 月時点の数値

◆障害種別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 16 年	283	518	54	1,960	779	3,594
平成 17 年	274	515	55	2,017	799	3,660
平成 18 年	267	509	55	2,069	811	3,711
平成 19 年	277	497	59	2,107	859	3,799

※各年 4 月時点の数値

2. 療育手帳所持者の状況

平成 19 年の療育手帳所持者の等級別では、「B 1」が 193 人（31.2%）と最も多く、次いで、「A 1」の 150 人（24.2%）の順になっています。

◆等級別療育手帳所持者数

(単位：人)

	A 1	A 2	B 1	B 2	計
平成 16 年	138	140	175	116	569
平成 17 年	137	143	193	126	599
平成 18 年	129	143	186	136	594
平成 19 年	150	131	193	145	619

※各年 4 月時点の数値

3. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成 19 年の精神障害者保健福祉手帳所持者の手帳の等級別では、「2 級」が 152 人（47.6%）と最も多くなっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	計
平成 16 年	44	125	47	216
平成 17 年	49	144	60	253
平成 18 年	57	152	64	273
平成 19 年	45	152	122	319

※各年 4 月時点の数値

4. 発達障害者の状況

バリアフリー新法での障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者を対象としています。

身体障害者、知的障害者及び精神障害者には、これまで記載したように、それぞれ身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳があり、それぞれの手帳数により障害者数の把握ができますが、発達障害者には、同様の手帳の制度がないことから、その数の把握は困難な状況となっています。

平成 14 年 2 月から 3 月にかけて、文部科学省が小・中学生を対象として実施した調査では、知的障害はないものの、学習面や行動に著しい困難を持っているとした児童・生徒の割合が 6.3%となっています。その数そのまま発達障害の割合を示すものではありませんが、その中には、少なからず、発達障害が原因となっているものも含まれていることが推測されます。また、田辺市では、発達障害に関する相談支援を実施していますが、そこには、多くの発達障害児者や家族等から相談が寄せられています。

第 3 章 重点整備地区等の設定

3－1．重点整備地区の設定

基本構想を策定するにあたり、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路をそれぞれ定める必要があります。

重点整備地区は、田辺市のバリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であって、生活関連施設となる公共施設等を含む直径約 1 km の範囲とします。(P20 参照)

3－2．生活関連施設の設定

重点整備地区内にある生活関連施設を以下の 4 施設とし、J R 紀伊田辺駅を特定旅客施設、他の 3 施設を特別特定建築物と設定します。(P20 参照)

- ① J R 紀伊田辺駅
- ② 田辺市役所本庁舎
- ③ 田辺市民総合センター
- ④ 紀南文化会館

J R 紀伊田辺駅は、乗降客が 1 日 5,000 人以下ですが、バリアフリー新法施行令第 1 条第 3 号に基づき〔参考〕以下の理由で特定旅客施設と位置づけます。

- ・ J R 紀伊田辺駅周辺に所在する官公庁施設である市役所本庁舎や田辺市民総合センターは高齢者、障害者等をはじめ不特定多数の利用者が多いため、J R 紀伊田辺駅について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高い。
- ・ 田辺市では、世界遺産となった熊野古道を訪れる観光客が多くなり、その玄関口である J R 紀伊田辺駅を観光地としてふさわしい施設にする必要が生じている。

〔参考：バリアフリー新法施行令第 1 条第 3 号〕

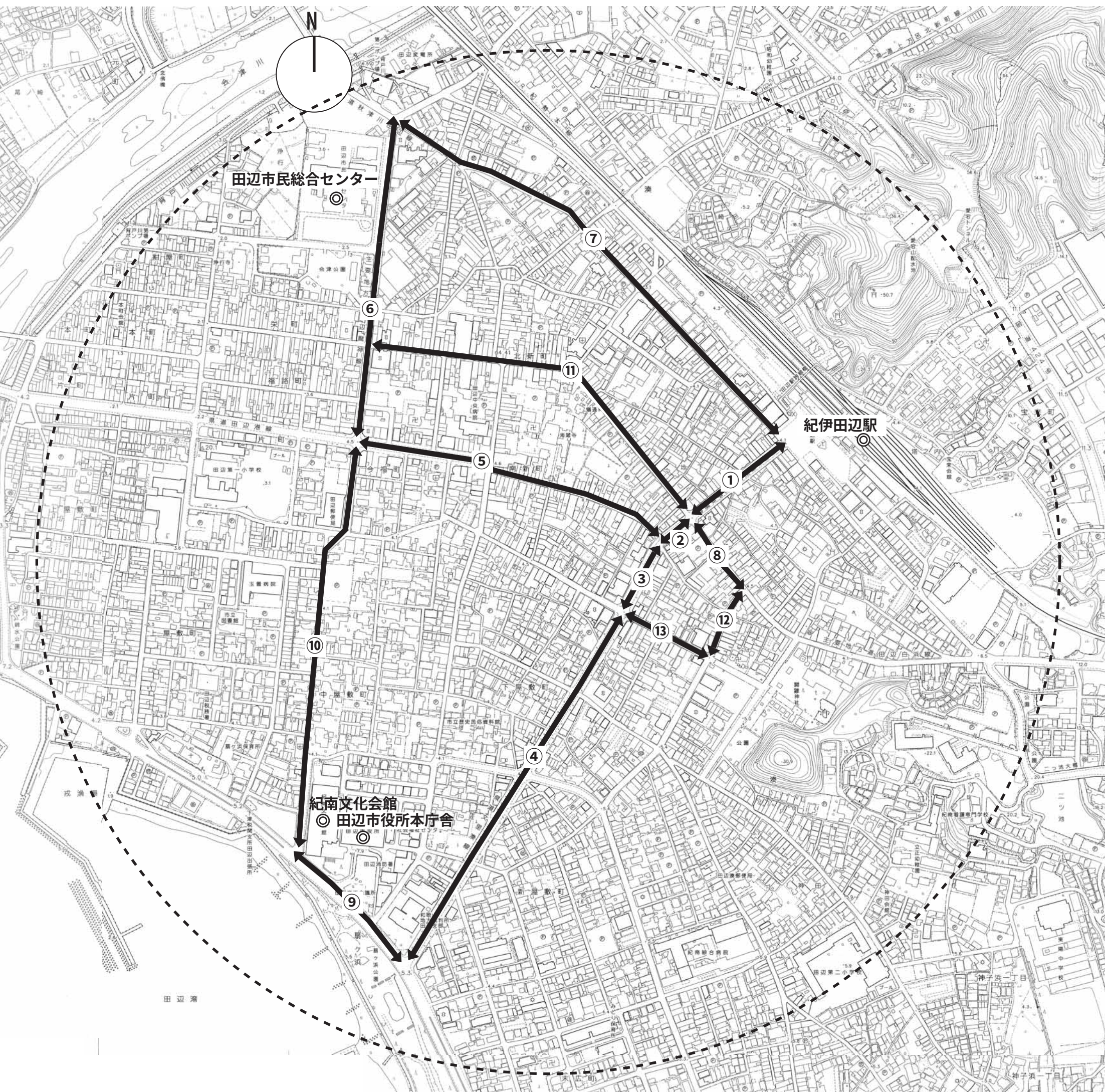
当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

3-3. 生活関連経路の設定

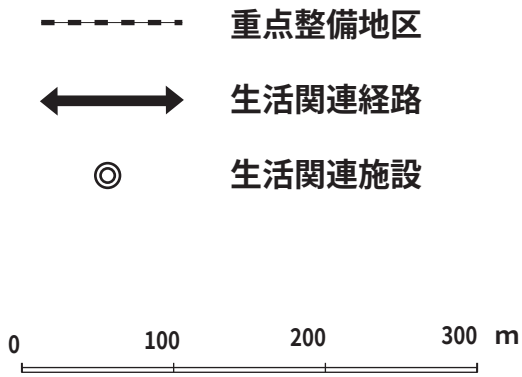
生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ経路とし、以下のとおり設定します。
(P20 参照)

生活関連経路の位置づけ	道路の名称（通り名等）	P20 経路番号
1. J R 紀伊田辺駅と田辺市役所本庁舎を結ぶ経路	・ 県道紀伊田辺停車場線（駅前通り） ・ 県道田辺龍神線 ・ 県道文里湊線（アオイ通り、田辺大通り） ・ 市道元町江川文里港線	① ② ③④ ⑨
2. J R 紀伊田辺駅と田辺市民総合センターを結ぶ経路	・ 県道秋津川田辺線（駅前新通り）	⑦
3. 紀南文化会館と田辺市民総合センターを結ぶ経路	・ 県道田辺龍神線 ・ 市道扇ヶ浜龍神橋線	⑥ ⑩
4. 生活関連施設相互間と連結し、回遊性を向上させるための経路として市民及び観光客が多く利用する経路	・ 県道田辺龍神線（海蔵寺通り、銀座通り） ・ 県道田辺白浜線（湊本通り） ・ 市道湊栄町 1 号線（湊本通り、北新町、栄町） ・ 市道湊 70 号線 ・ 市道下屋敷文里港線（宮路通り）	⑤ ⑧ ⑪ ⑫ ⑬

※県道の名称については、本来「主要地方道」又は「一般県道」などの分類がありますが、本基本構想においては、総称して「県道」といたします。



名 称		通 称
県道	①	紀伊田辺停車場線
	②	田辺龍神線
	③	文里湊線
	④	文里湊線
	⑤	田辺龍神線
	⑥	田辺龍神線
	⑦	秋津川田辺線
	⑧	田辺白浜線
市道	⑨	元町江川文里港線
	⑩	扇ヶ浜龍神橋線
	⑪	湊栄町1号線
	⑫	湊70号線
	⑬	下屋敷文里港線



重点整備地区図

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査等

4－1．生活関連施設及び生活関連経路の調査項目

重点整備地区内の、生活関連施設及び生活関連経路の調査対象は下表のとおりとなっています。

1．生活関連施設

種別	名称	調査項目
特定旅客施設	JR紀伊田辺駅	・ 段差解消・・・エレベーター、エスカレーターの設置 ・ 視覚障害者の転落防止のためのホーム柵や視覚障害者用誘導ブロックの整備等 ・ 障害者対応型便所の設置等 ・ 運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報提供をするための設備の整備・・・視覚情報、文字情報等の適切な情報 ⇒路線案内、運賃案内及び運行情報、緊急時情報等
官公庁施設	田辺市役所本庁舎	・ 不特定かつ多数の者が利用する施設における下記の項目 ①出入口②廊下等③階段④傾斜路⑤エレベーター⑥便所⑦敷地内通路⑧駐車場⑨誘導ブロック等 ・ エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の付近に移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識の設置状況 ・ 建築物又は敷地に移動等円滑化のための主要な設備の配置案内設備
	田辺市民総合センター	
劇場・観覧場	紀南文化会館	・ 建築物又は敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合、道等から当該案内施設までの主たる経路の視覚障害者移動等円滑化経路

2. 生活関連経路

路線の名称		幅員 (m)		区間 (通り名等)	調査項目
		幅員	歩道幅		
県道	紀伊田辺停車場線	9.1	3.0、2.9	駅前通り	・歩道等 →有効幅員、舗装、勾配、歩車分離、高さ等誘導ブロック ・信号機等 →音響信号機、高齢者等感応信号機等 ・道路標識等 →歩行者用道路の道路標識、横断歩道の道路標示等 ・バス停 ・照明施設 ・違法駐車等 ・路上の障害物等 ・休憩施設等
	田辺龍神線	9.0	3.0×2	アオイ通り	
	田辺龍神線	※	工事中	海蔵寺通り	
	田辺龍神線	11.0	5.0×2	銀座通り	
	田辺龍神線	9～10	2.5×2	銀座通り角～栄町交差点	
	田辺龍神線	9～10	2.5×2	栄町交差点～国民生活金融公庫角	
	文里湊線	11.2	2.8×2	アオイ通り	
	文里湊線	9.1	4.5×2	アオイ通り交差点～扇ヶ浜交差点	
	秋津川田辺線	5.8～6.4	—	国民生活金融公庫～JR紀伊田辺駅	
	田辺白浜線	6.7	—	湊本通り	
市道	元町江川文里港線	10～15	1.0	扇ヶ浜交差点～紀南文化会館	
	扇ヶ浜龍神橋線	12.3	1.3～1.5	紀南文化会館横	
	扇ヶ浜龍神橋線	3.2～12.3	1部あり 2.5×2	紀南文化会館角～田辺郵便局	
	扇ヶ浜龍神橋線	7～10	2.5×2	田辺郵便局～銀座通り角	
	湊栄町1号線	5.4～6.06	—	湊本通り 北新町、栄町	
	下屋敷文里港線	9.1～9.2	—	宮路通り	
	湊70号線	7.8～8.3	—		

3. その他

	調 査 項 目
JR紀伊田辺駅前広場	・ 駅前全体、バスルート、バス時刻表、便所の案内表示 ・ 駐車場、電話ボックスの構造等 ・ バス停へのアクセス、段差の状況 ・ 歩道や横断歩道の構造及び誘導ブロックの状況
扇ヶ浜公園 カッパーク内便所	・ 床の仕上げ、段差 ・ 水洗の操作方法 ・ 出入口、腰掛便座、手すり、洗浄設備の設置状況及び構造 ・ 障害者対応型便所の構造及び案内表示
扇ヶ浜ビーチハウス便所	
扇ヶ浜海岸駐車場便所	
会津公園便所	
とうけい公園便所	

4-2. 現況調査

1. 調査項目

重点整備地区内の調査は、「移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する規準を定める省令」及び「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」の基準に基づき、下記の項目について実地調査を行いました。

2. 調査結果

項目ごとの調査結果の概要は次のとおりでした。

(1) 生活関連施設

① 特定旅客施設

施設名	公共用通路	出入口	通路	傾斜路	障害者用エレベーター	階段	照明施設	誘導ブロック	運行状況提供設備	標識	案内板	障害者用便所
JR紀伊田辺駅	適	適	適	あり	なし	あり	適	あり	電光揭示板あり	あり	あり	なし
	駅前広場の案内板			ホームの点字ブロック			階段(左側柱に職員呼び出しボタン有り)			階段横の狭くなったホーム		
												
	駅構内便所の入口の段差			駅構内便所の表示(点字表示がある)			電光揭示による運行情報提供設備			運賃表示板(券売機の上)		
												

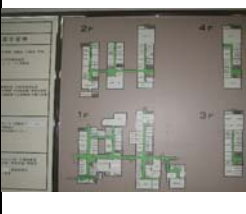
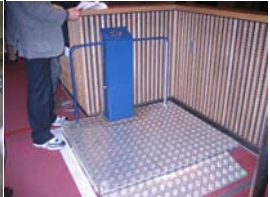
第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

施設名	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
JR紀伊田辺 駅構外便所	あり	なし	あり	なし	あり	あり	レバー式 便器の後ろ	適	なし	障害者用便 所内にあり
	・便所の案内表示が自動販売機に隠れてわかりにくい ・障害者用便所には、トイレトペーパーがなく、入口の鍵がかかりにくい									
	自動販売機奥の 障害者用 便所入口				便所の入口案内表示			障害者用便所内部		
										

②田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター、紀南文化会館

施設名	出入口	廊下	階段	障害者用 エレベーター	障害者用 便所	敷地内通路	案内表示	障害者用 駐車場
田辺市役所 本庁舎	誘導ブロック あり	適	点字表示 あり	あり	あり	誘導ブロック あり	文字案内表示 及び受付あり	あり
	案内表示		受付カウンター			記載台		階段
								

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

施設名	出入口	廊下	階段	障害者用 エレベーター	障害者用 便所	敷地内 通路	案内表示	障害者用 駐車場
田辺市民 総合センター	誘導 ブロックあり	適	点字表示 あり	あり	あり	誘導 ブロックあり	文字・点字 案内表示 あり	あり
	出入口		点字表示のある案内板		障害者用便所の内部		階段手すり点字表示	
								
施設名	出入口	廊下	階段	障害者用 エレベーター	障害者用 便所	敷地内 通路	案内表示	障害者用 駐車場
紀南 文化会館	スロープ あり	適	点字表示 なし	あり	あり	適	文字案内 あり	あり
	入口へのスロープ		エレベーターの点字表示		障害者用便所		最後尾の車いす用客席 に設けられたリフト	
								

(2) 生活関連経路

重点整備地区内の生活関連経路については、路側帯や歩道上に電柱や道路標識の設置、自転車、バイク、車などの路上駐車が多くなっています。

県道	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	紀伊田辺停車場線 (駅前通り)	あり	交差点部のみあり	音声信号	連続してあり	店舗前
		・全体に歩道整備はされており、店舗前にベンチが置かれている				
		歩道上に設置された信号		歩道上の自転車・バイク		店舗前に設置されたベンチ
						
	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺龍神線 (アオイ通り)	あり	あり	音声信号	連続してあり	なし
		歩道上の電柱				
						
	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺龍神線(海蔵寺通り) 現在工事中	—	—	—	—	—
	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺龍神線 (銀座通り)	あり	あり	なし	連続してあり	あり
		・歩道上にベンチ、商店街の案内板が設置されている ・建物 1 階のセットバックが連続しており、アーケード機能を担っている				
		歩道に設置された個人の店舗の「自由にトイレをお使いください」と書かれた看板		セットバックされた建物		歩道上に設置されたベンチ
						

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

県 道	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺龍神線 (銀座通り角～ 栄町交差点)	あり	あり	音声信号	あり	なし
		歩道の様子		歩道のすりつけ部		
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺龍神線 (栄町交差点～国民生 活金融公庫交差点角)	あり	あり	音声信号 (思いやり信号)	あり	なし
		思いやり信号		交差点角歩道のすりつけ部	整備された歩道	
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	文里湊線 (アオイ通り)	あり	あり	音声信号	あり	なし
		アオイ通り商店街の交差点		歩道上に設置された車止め	歩道上の看板と交通標識	
						

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

県道	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	文里湊線 (アオイ通り交差点～ 扇ヶ浜交差点)	あり	交差点部のみあり	音声信号	あり	木のベンチあり
		歩道上に設置された木のベンチ		歩道のすりつけ部の点状ブロック		破損した歩道のレンガ
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	秋津川田辺線 (国民生活金融公庫～ JR紀伊田辺駅)	なし	なし	駅前にある	あり	なし
		・路側帯上に自転車・バイク・車等の駐車及び電柱などの障害物が多い ・全体に溝蓋がデコボコしており、グレーチングの幅が広い ・溝蓋の破損箇所が多い				
		路上の電柱と看板		幅が広いグレーチング		破損した溝蓋
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	田辺白浜線 (湊本通り)	なし	なし	なし	あり	なし
		歩道のない通り		設置された街灯		
						

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

市道	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	元町江川文里港線 (扇ヶ浜交差点～ 紀南文化会館交差点)	あり	交差点部に あり	音声信号 (思いやり信号)	あり	なし
		・道路標識や植栽が歩道を狭くしている ・点字案内表示の位置が分かりにくい ・市役所前歩道に段差あり ・誘導ブロックが浮いている ・歩道が狭い				
		張り出した植栽	段差のある歩道	浮いた誘導ブロック		
						
	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	扇ヶ浜龍神橋線 (紀南文化会館横)	片側のみ	なし	音声信号	あり	なし
		歩道のすりつけ部	歩道上の電柱			
						
	経路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	扇ヶ浜龍神橋線 (紀南文化会館～ 田辺郵便局角)	郵便局近くに あり	歩道上にあり	—	あり	なし
		・溝蓋のないところが多く、あるところも溝蓋の幅が広い				
		破損した溝蓋	溝蓋のない通り	歩道整備された通りから 歩道のない通りへの交差点		
						

市 道	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	扇ヶ浜龍神橋線 (田辺郵便局～ 銀座商店街角)	あり	あり	音声信号	あり	なし
		歩道上の電柱		郵便局横の歩道		
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	湊栄町 1 号線 (北新町～栄町)	なし	なし	音声信号	連続してあり	なし
		・車、バイクの交通量が多い ・路側帯上に停められたバイクや自転車 ・溝蓋のグレーチングの幅が広い				
		紀陽銀行前バス停の 上屋とベンチ		連続した街灯		
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	湊栄町 1 号線 (湊本通り)	なし	なし	なし	あり	なし
		通りの両側にバイク、 自転車が停まっている		路側帯上の電柱		
						
	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	下屋敷文里港線 (宮路通り)	なし	なし	音声信号	あり	なし
		闘鶏神社への参道としての特色を持つ				
		路上に止めてある車		闘鶏神社前のバス停のベンチ		
						

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

市 道	経 路	歩道整備	誘導ブロック	信号機	照明施設	休憩施設
	湊 70 号線	なし	なし	なし	あり	なし
		道路の状況		溝蓋および幅の広いグレーチング		
						

(3) その他

① J R 紀伊田辺駅前広場

- ・ 3 社のバス会社が乗り入れています、バス停が会社ごとに分かれています。

駅構内の床に書かれた バス乗り場案内表示	バス案内所(龍神バス)の状況	バス乗り場に置かれたベンチ
		
横断歩道の状況	障害者用駐車場	誘導ブロック
歩道との間が谷状になり、 歩道が傾斜している	横にフラワーボックスがあり 幅が足りない	誘導ブロックが途中で切れている
		

②公衆便所

公衆便所は J R 紀伊田辺駅構外便所の他に 5 ケ所に設置されています。

設置場所	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
扇ヶ浜公園 カッパーク内	なし	なし	なし	なし	かご有	あり	便器の後ろ	適	あり	なし
	・障害者用便所の入口にレールがあり、鍵がない									
	全景 (中央が障害者用便所)				障害者用便所入口		障害者便所内部			
										
設置場所	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
扇ヶ浜 ビーチハウス	あり	あり	なし	なし	あり	あり	センサー式	適	あり	あり
	障害者用便所の案内表示				障害者用便所の内部			オストメイト対応トイレ		
										

第 4 章 生活関連施設及び生活関連経路の現況調査

設置場所	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
扇ヶ浜海岸 駐車場	なし	なし	なし	なし	なし	あり	便器の後ろにあり	適	あり	障害者用便所あり
	全景 (中央が障害者用便所)			障害者用便所内部			障害者用便所に設置されたベビーベッド			
										
設置場所	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
会津公園	なし	なし	なし	なし	なし	あり	便器の後ろにあり	適	なし	なし
	全景 (右手前が障害者用便所)			障害者用便所内部			一般便所の入口			
										
設置場所	案内表示			洋式便器	手荷物棚	障害者用便所				乳幼児用設備
	位置	和洋別	点字			手すり	便器洗浄装置	手洗いの位置	非常呼び出しボタン	
とうけい公園	なし	なし	なし	なし	なし	あり	便器の後ろにあり	適	なし	なし
	全景 (中央が障害者用便所)			障害者用便所内部			女子用便所内部			
										

4 - 3 . 市 民 ア ン ケ ー ト 調 査 結 果

1 . 調 査 の 目 的

田辺市バリアフリー基本構想の策定に向け、重点整備地区内の移動等の円滑化に向けた課題を抽出するため、65 歳以上の高齢者および障害者、妊産婦等の外出状況についてのアンケート調査を行いました。

2 . 調 査 方 法

- (1) 調査期間 平成 19 年 9 月 12 日～9 月 26 日
- (2) 調査対象者 田辺市内在住の 65 歳以上の高齢者、
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者 妊産婦
- (3) 調査方法 郵送により配布（妊産婦は直接配布）、回収
- (4) 配布票数 1,020 通

	発送数	有効回収数	有効回答率
65 歳以上の高齢者	300	504	49.4%
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神保健福祉手帳所持者	700		
妊産婦	20		
合計	1,020		

(5) 調 査 項 目

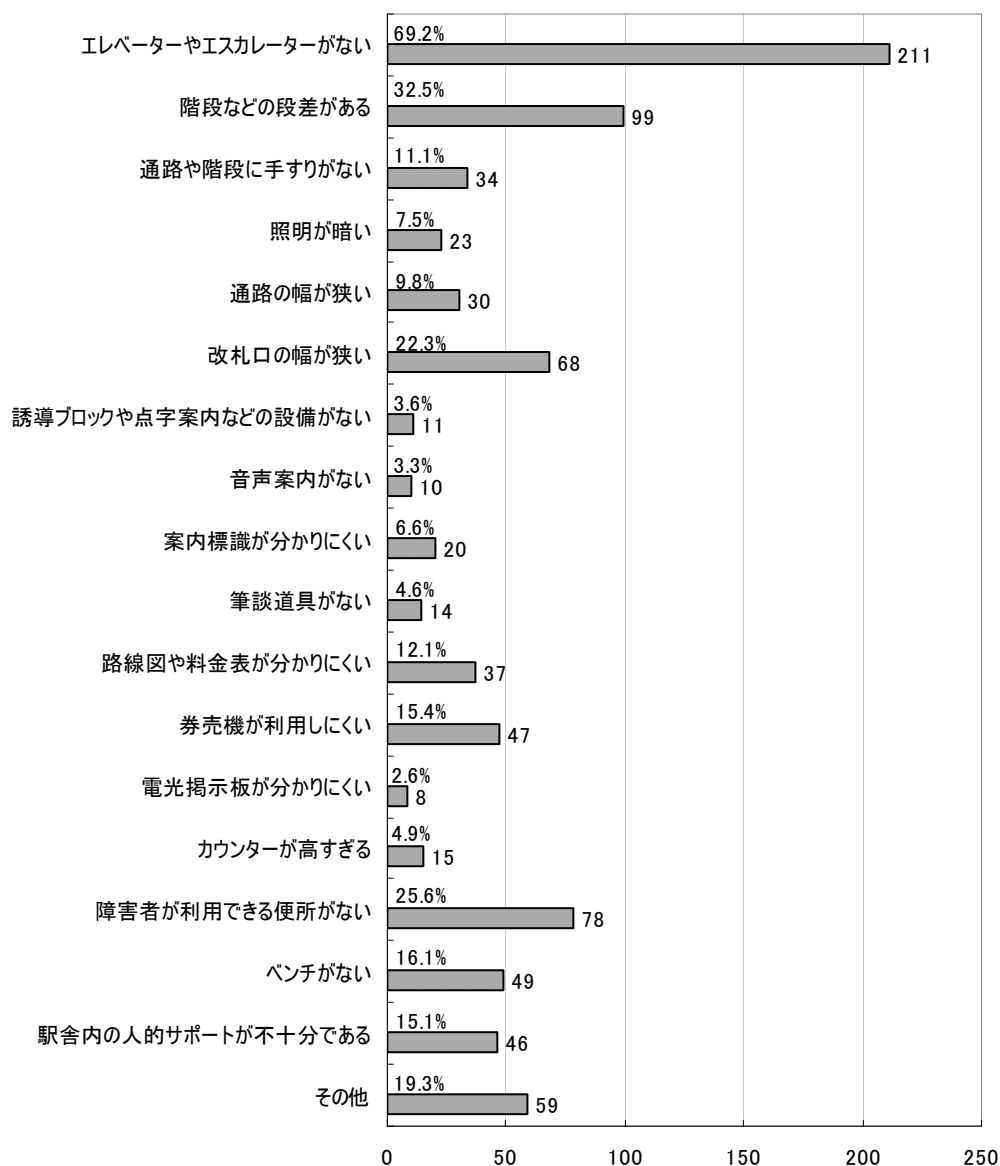
- ① 外出の頻度
- ② 外出の目的 通勤・通学、買い物、病院等への通院、デイサービスや作業所
- ③ 外出時の交通手段
- ④ 路線バスを利用するとき困っていること
- ⑤ 外出時の同伴者の有無
- ⑥ 外出先の情報入手手段
- ⑦ 安心して外出するために必要なこと
- ⑧ 車いす使用者用駐車場の利用に関すること
- ⑨ 障害者用便所の利用に関すること
- ⑩ 重点整備地区内の施設等に利用に関すること
→ J R 紀伊田辺駅、田辺市役所、田辺市民総合センター、紀南文化会館
- ⑪ 重点整備地区内で外出時に困っていること
- ⑫ 回答者の属性 年齢、性別、住まい、外出時の状況

3. 調査結果〔主な内容〕

アンケート調査結果から、重点地区内のバリアフリー化に関する主なものを整理しました。

(1) 紀伊田辺駅を利用の際に駅舎内やホームなどで特に困っていることは何ですか。（複数回答）

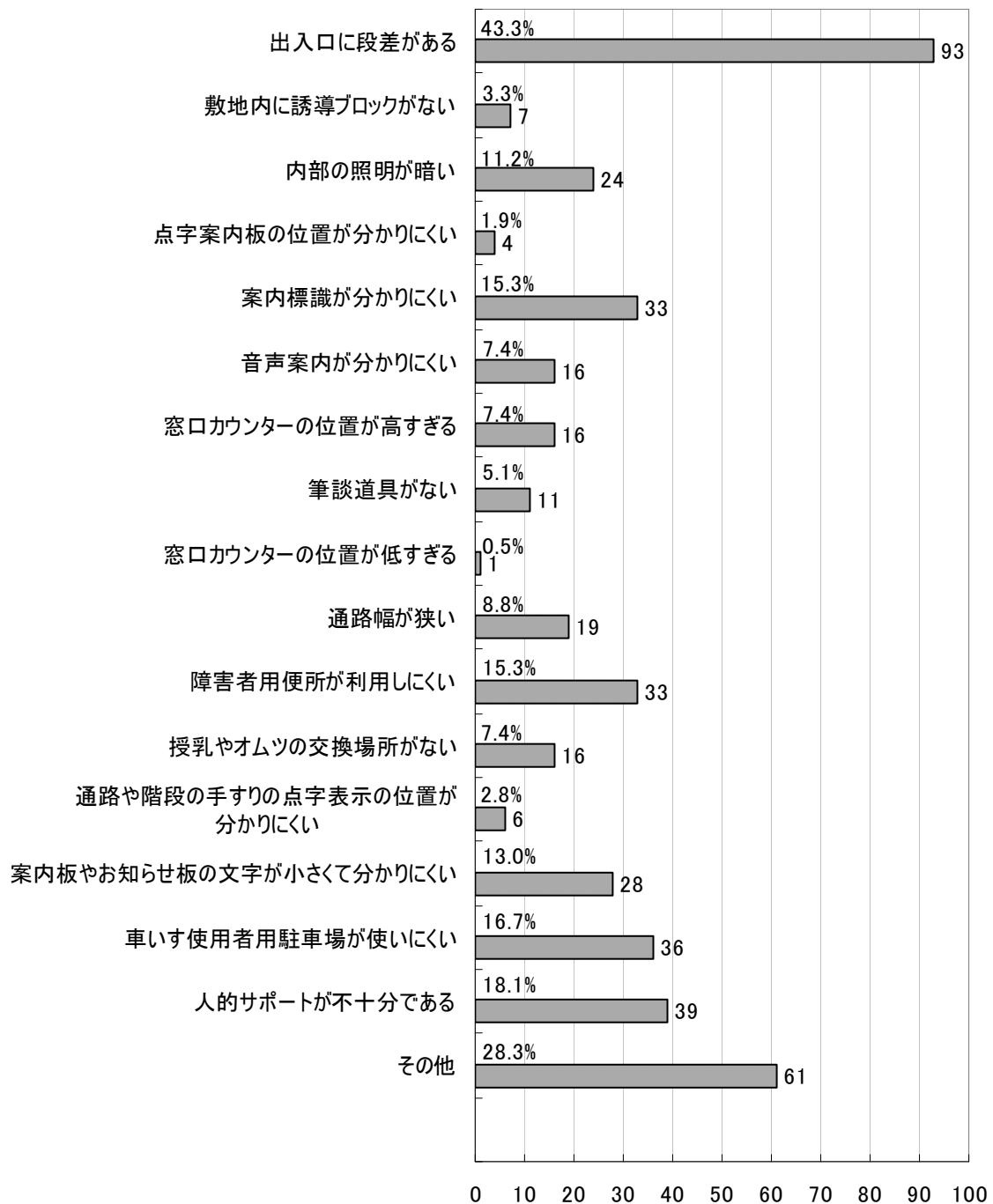
「エレベーターやエスカレーターがない」と答えた人が最も多く 69.2%となっています。次いで、「階段などの段差がある」32.5%、「障害者が利用できる便所がない」25.6%、「改札口の幅が狭い」22.3%となっています。



N=305

(2) 田辺市役所本庁舎で特に困っていることは何ですか。(複数回答)

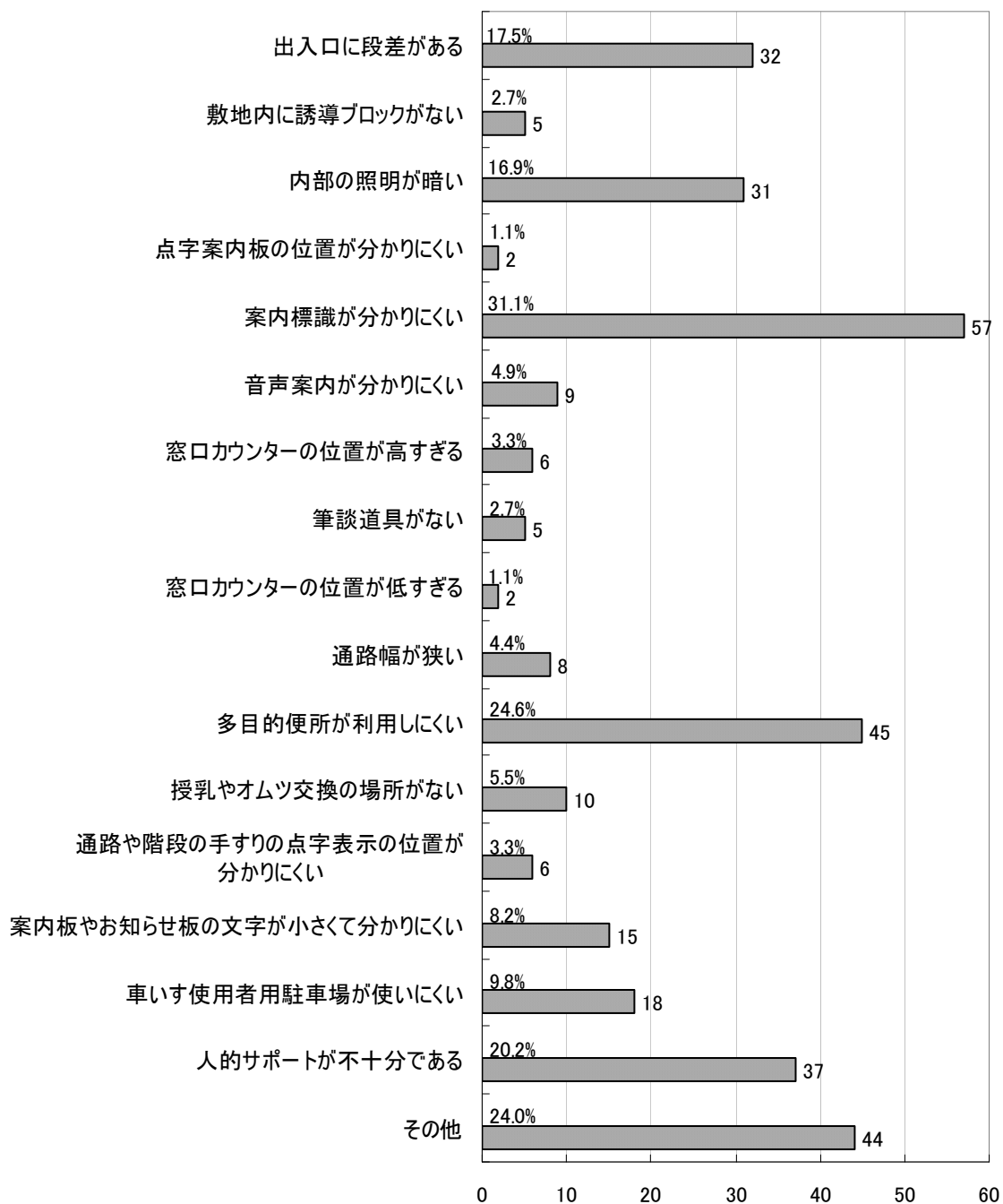
「出入口に段差がある」と答えた人が最も多く 43.3%となっています。次いで「人的サポートが不十分である」18.1%、「車いす使用者用駐車場が使いにくい」16.7%、「案内標識が分かりにくい」と「障害者用便所が利用しにくい」が 15.3%となっています。



N = 215

(3) 市民総合センターで特に困っていることは何ですか。(複数回答)

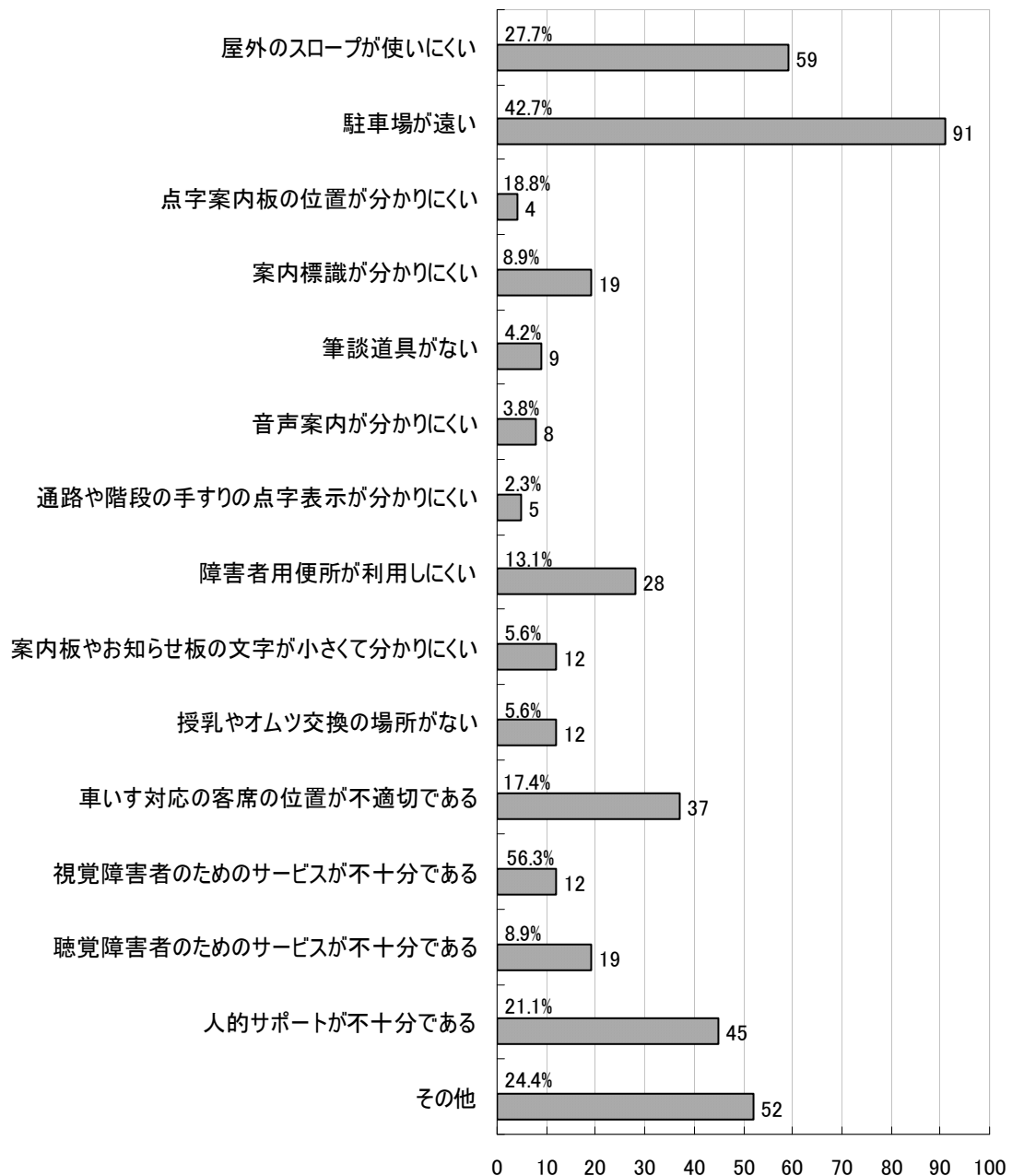
「案内標識が分かりにくい」31.1%、次いで、「多目的便所が利用しにくい」24.6%、「人的サポートが不十分である」20.2%、「出入口に段差がある」17.5%となっています。



N = 183

(4) 紀南文化会館で特に困っていることは何ですか。 (複数回答)

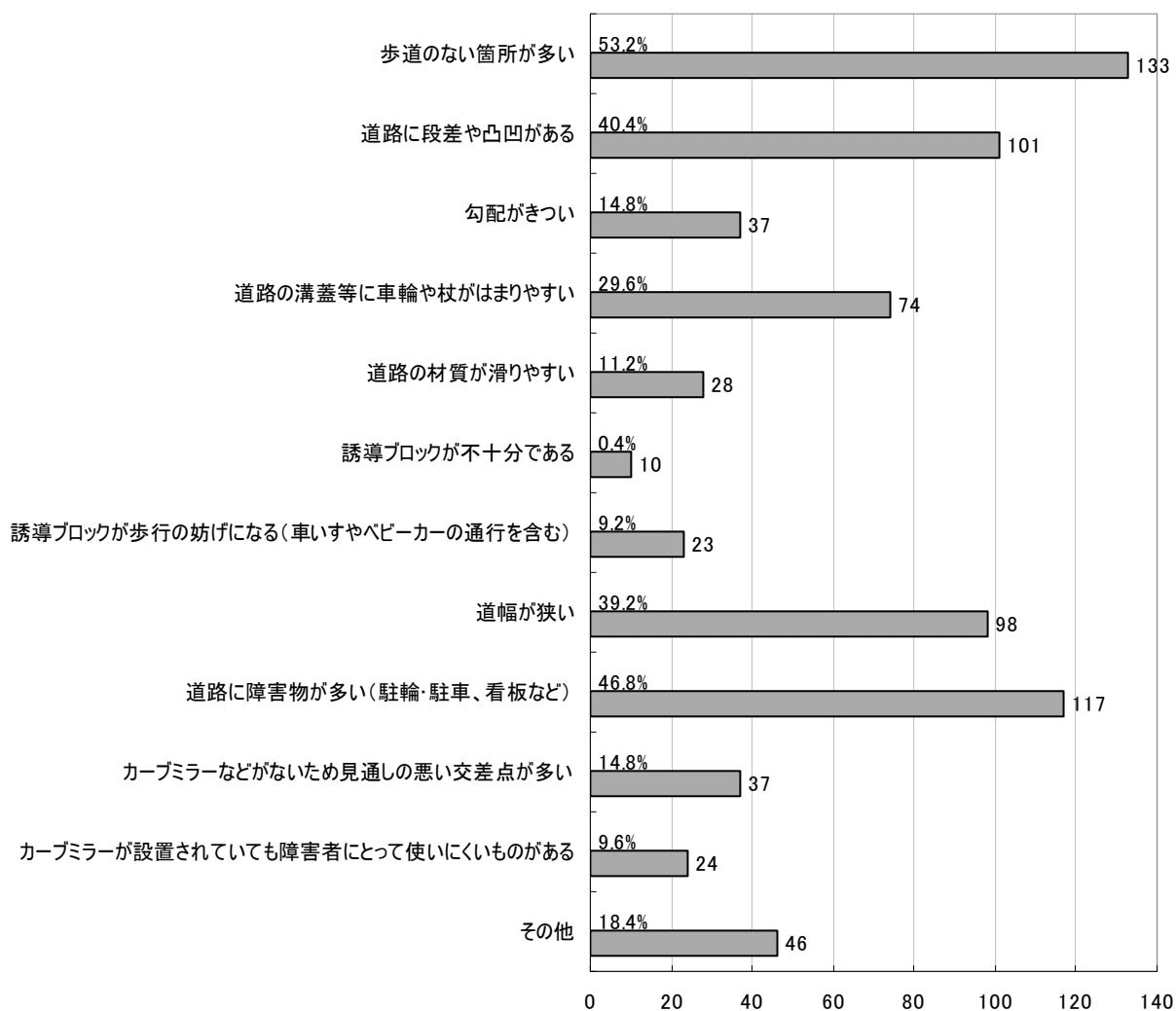
「駐車場が遠い」42.7%、次いで「屋外のスロープが使いにくい」27.7%、「人的サポートが不十分である」21.1%、「車いす対応の客席の位置が不適切である」17.4%、「障害者用便所が利用しにくい」13.1%となっています。



N = 213

(5) 重点整備地区内で外出時に困っていることは何ですか。【道 路】（複数回答）

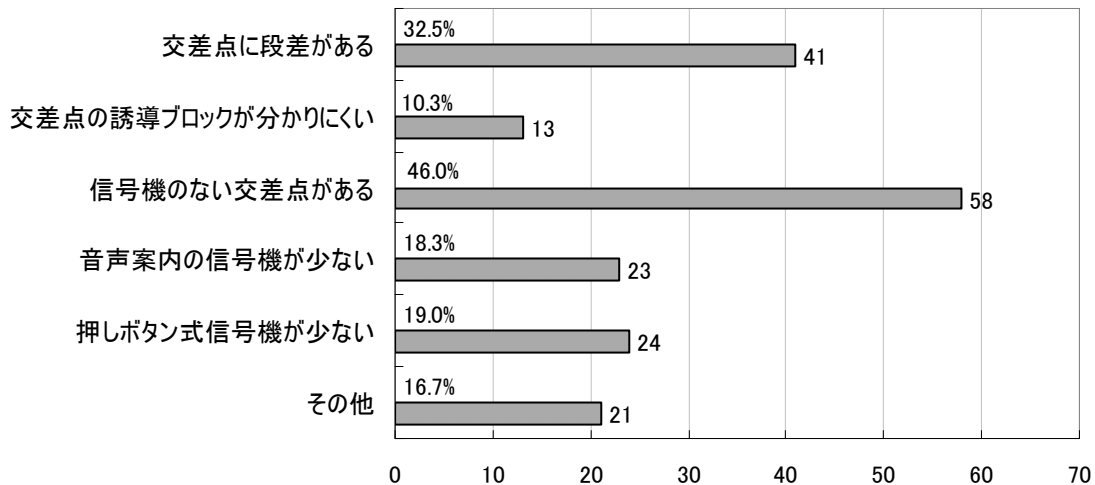
「歩道のない箇所が多い」53.2%、「道路に障害物が多い（駐輪・駐車、看板など）」46.8%、「道路に段差や凸凹がある」40.4%、「道幅が狭い」39.2%、「道路の溝蓋等に車輪や杖がはまりやすい」29.6%となっています。



N = 250

(6) 重点整備地区内で外出時に困っていることは何ですか。【交差点や信号】
(複数回答)

「信号機のない交差点がある」46.0%、次いで「交差点に段差がある」32.5%、「押しボタン式信号機が少ない」19.0%、「音声案内の信号機が少ない」18.3%、「交差点の誘導ブロックが分かりにくい」10.3%となっています。

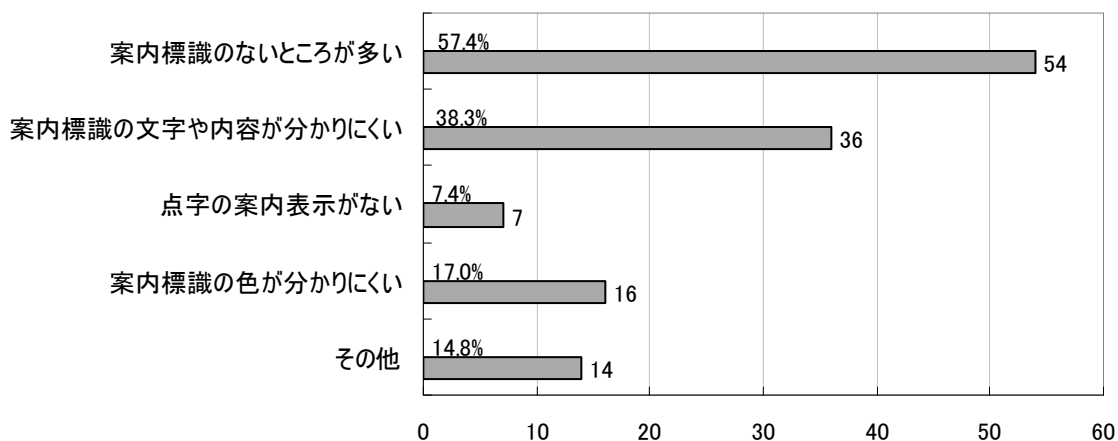


N = 126

(7) 重点整備地区内で外出時に困っていることは何ですか。【案内標識】
(複数回答)

「案内標識のないところが多い」57.4%、「案内標識の文字や内容が分かりにくい」38.3%、「案内標識の色が分かりにくい」17.0%、「点字の案内表示がない」7.4%となっています。

案内標識の文字や内容、色を合わせると 55.3%の人が「案内標識が分かりにくい」と感じています。

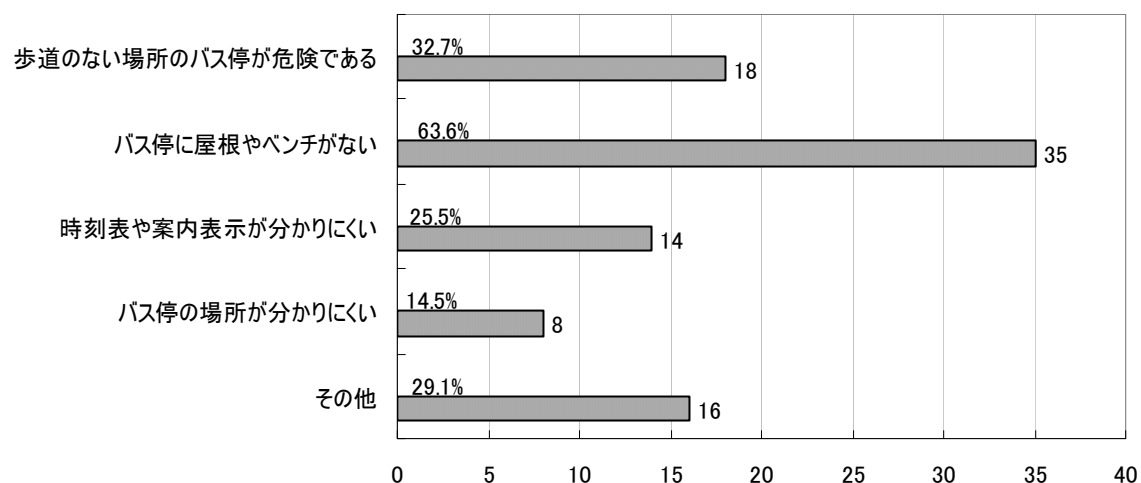


N = 94

(8) 路線バスを利用するとき特に困っていることは何ですか。(複数回答)

① バス停

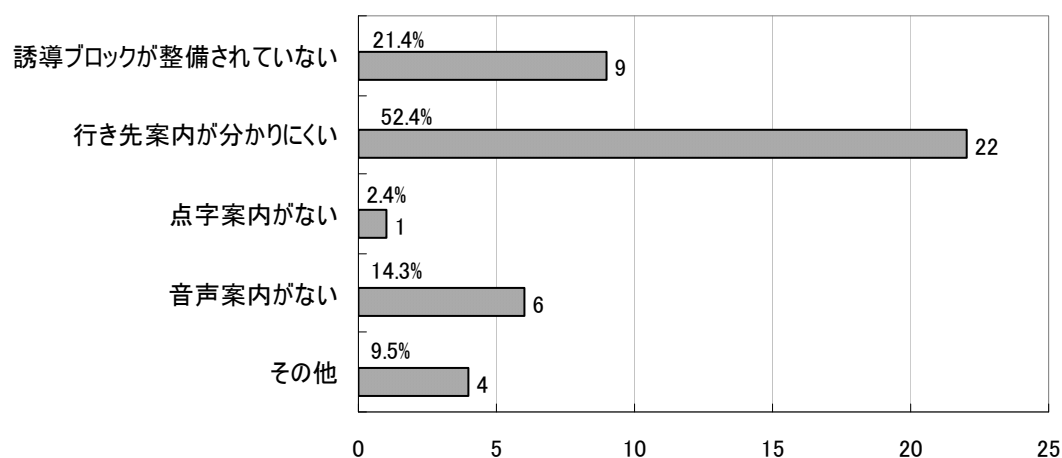
「バス停に屋根やベンチがない」と答えた人が最も多く 63.6%となっています。次いで、「歩道のない場所のバス停が危険である」32.7%、「時刻表や案内表示が分かりにくい」25.5%、「バス停の場所が分かりにくい」14.5%となっています。



N = 55

② 駅前バス乗り場

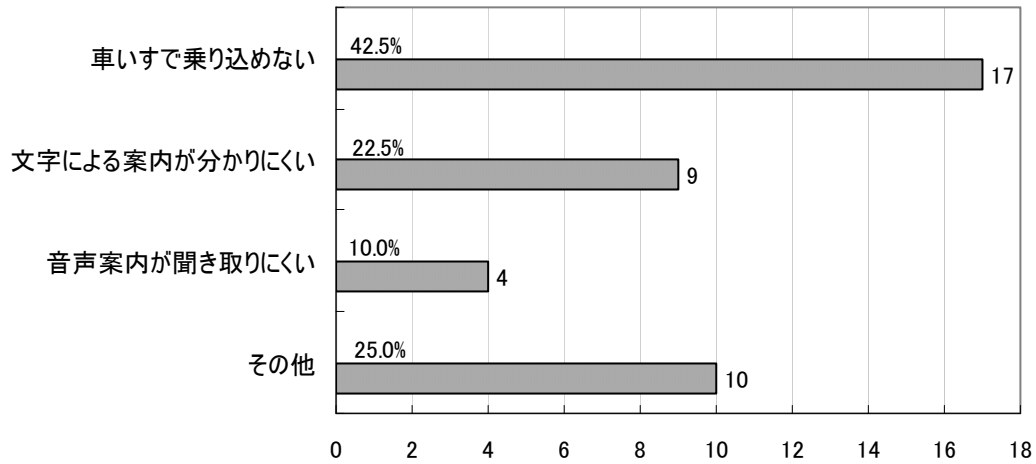
「行き先案内が分かりにくい」と答えた人が最も多く 52.4%となっています。次いで、「誘導ブロックが整備されていない」21.4%、「音声案内がない」14.3%、「点字案内がない」2.4%となっています。



N = 55

③ バス車両

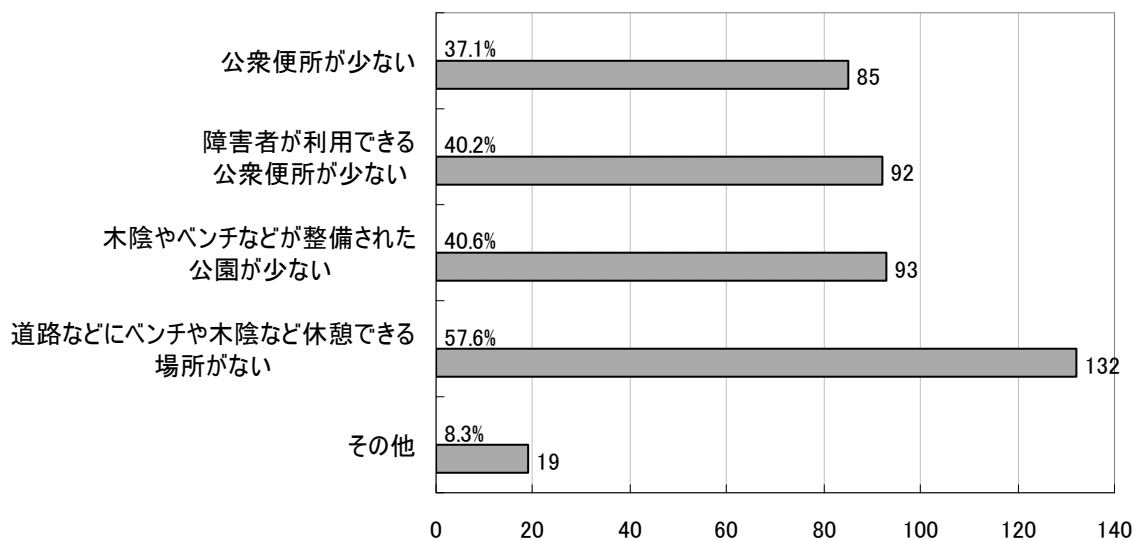
「車いすで乗り込めない」と答えた人が最も多く 42.5%、次いで「文字による案内が分かりにくい」22.5%、「音声案内が聞き取りにくい」10.0%となっています。



N = 55

(9) 公益施設〔公衆便所、公園、ベンチ、日陰など〕（複数回答）

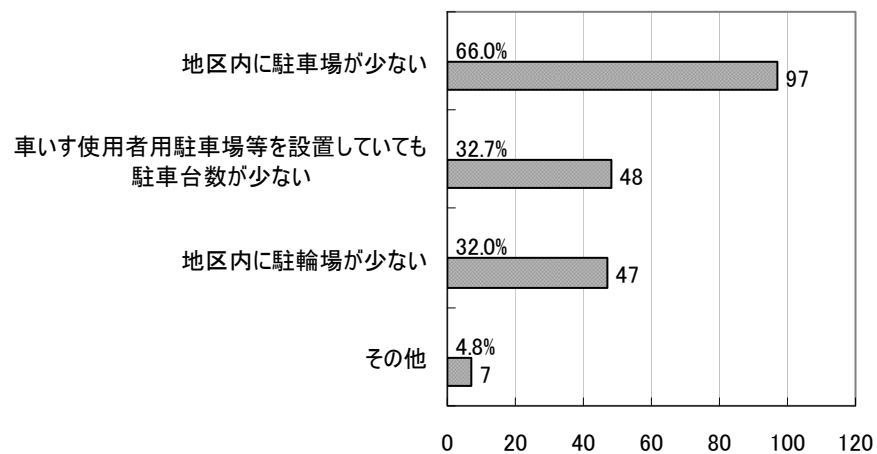
「道路などにベンチや木陰など休憩できる場所がない」57.6%、次いで「木陰やベンチなどが整備された公園が少ない」40.6%、「障害者が利用できる公衆便所が少ない」40.2%、「公衆便所が少ない」37.1%となっています。



N = 229

(10) 駐車場・駐輪場 (複数回答)

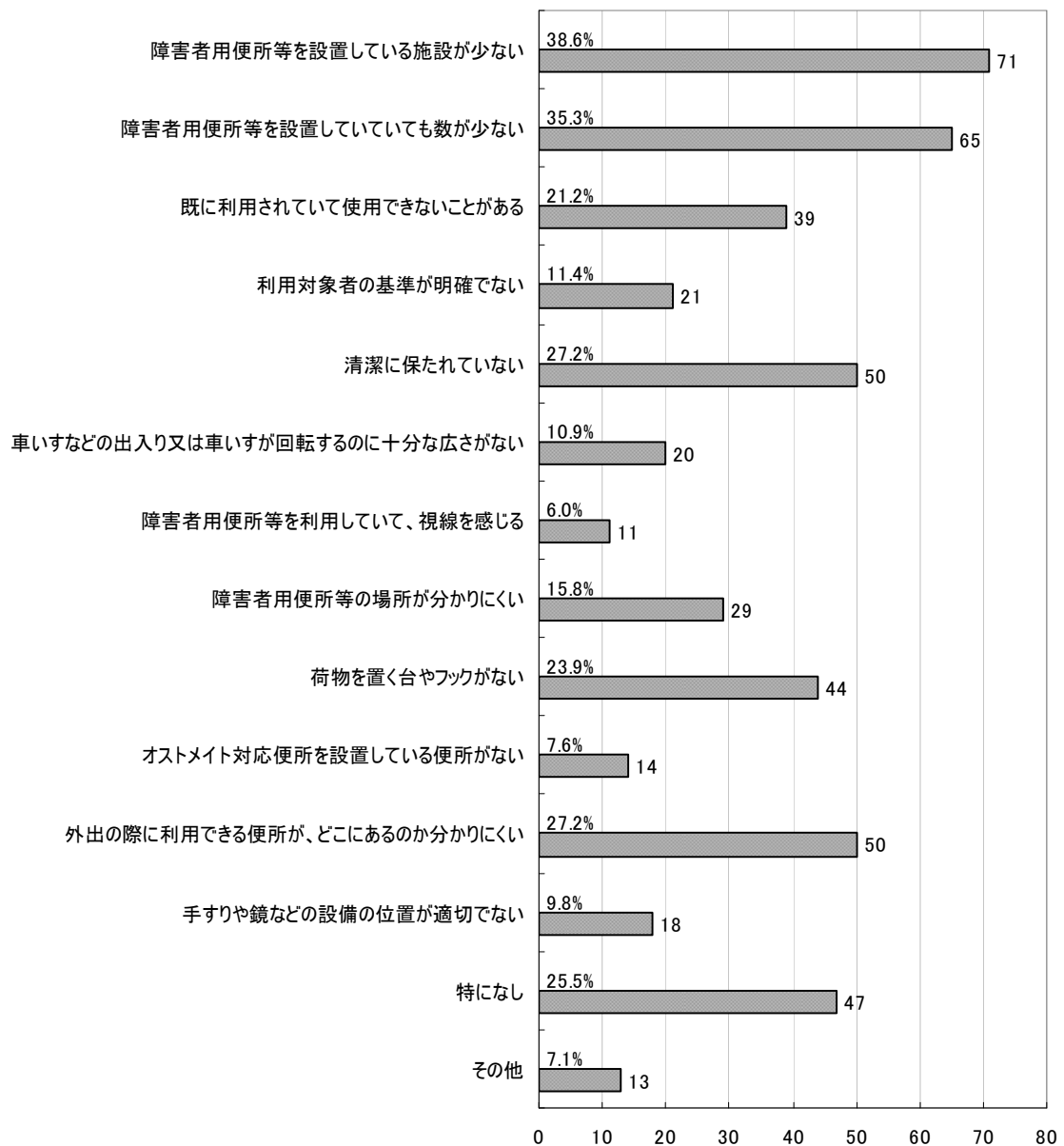
「地区内に駐車場が少ない」と答えた人が最も多く 66.0%、次いで「車いす使用者用駐車場等を設置していても駐車台数が少ない」32.7%、「地区内に駐輪場が少ない」32.0%となっています。



N = 147

(11) 障害者用便所等の利用に関し困ったことは何ですか。(複数回答)

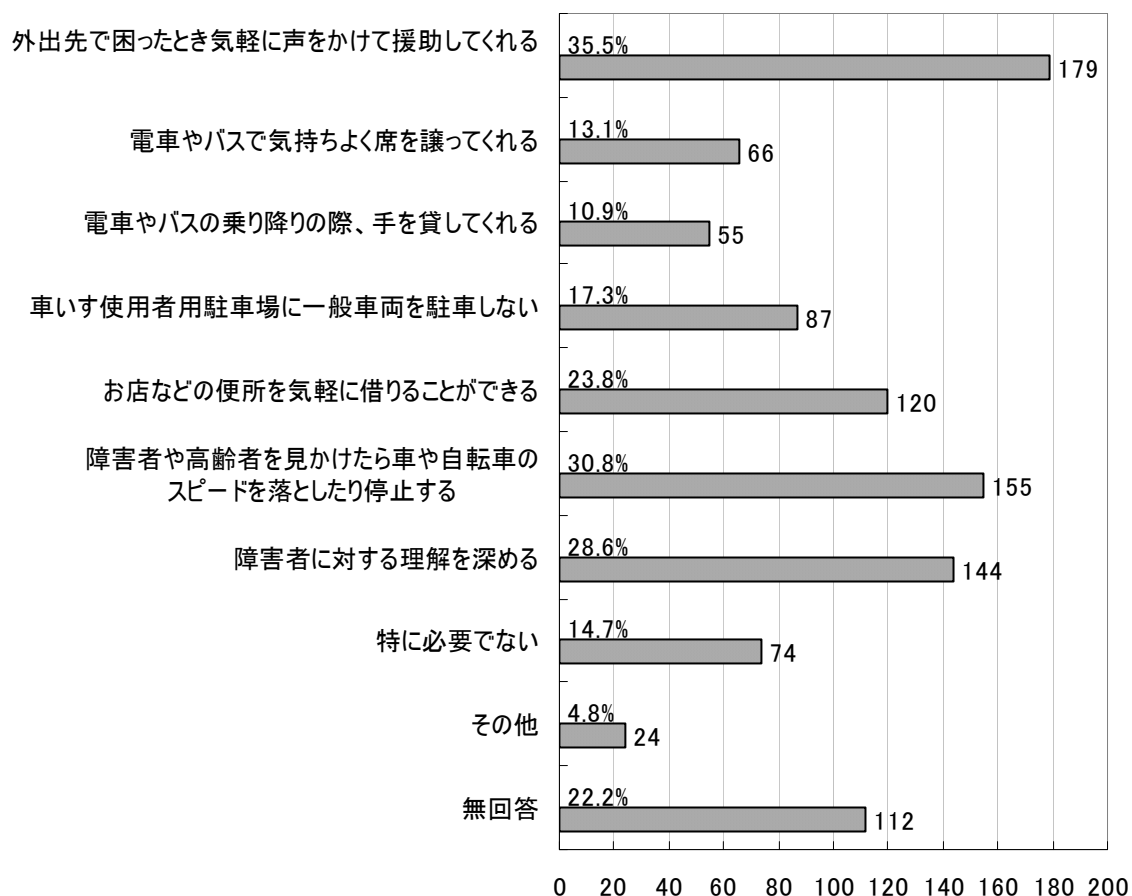
「障害者用便所等を設置している施設が少ない」と答えた人が 38.6%、次いで「障害者用便所等を設置していても数が少ない」35.3%、「清潔に保たれていない」と「外出の際に利用できる便所が、どこにあるか分かりにくい」が 27.2%、「荷物を置く台やフックがない」23.9%となっています。



N = 184

(12) 周りの人のどのような配慮があれば安心して外出できますか。(複数回答)

「外出先で困ったとき気軽に声をかけて援助してくれる」35.5%、次いで「障害者や高齢者を見かけたら車や自転車のスピードを落としたり停止する」30.8%、「障害者に対する理解を深める」28.6%、「お店などの便所を気軽に借りることができる」23.8%となっています。



N = 504

4-4. 関係団体へのヒアリング調査結果

平成 19 年 9 月に、障害者、高齢者団体、交通事業者、その他関係団体等 20 団体を対象にバリアフリーに関するヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング内容の要約は以下のとおりでした。

1. 各団体で共通した内容

(1) ハード面に関すること

- ① 歩道の段差や凸凹、側溝の蓋がバリアとなっている。
- ② 歩道のない狭い道路は危険である。
- ③ 街中に休憩する場所がない（屋根やベンチがない）。
- ④ 紀南文化会館は、車いすでも正面から入れるようにして欲しい。また、外からのエレベーターがいつでも使用できるようにして欲しい。
- ⑤ 押しボタン式信号機の設置とカーブミラーの点検整備が必要である。
- ⑥ 駅前や道路、公共施設などにわかりやすい案内標識などが必要である。
- ⑦ J R 紀伊田辺駅前の整備については、バス乗り場やタクシー乗り場を含めた総合的な検討が必要である。
- ⑧ 障害者が使用できる公衆便所の設置が必要である。
- ⑨ バリアフリーを考えるととき障害者や高齢者の意見を取り入れる。

(2) マナーやモラルなどに関すること

- ① 歩道上や歩道のない狭い道を自転車やバイク、車がスピードを出して走行しているため危険である。特にバイクは一旦停止を無視して走行するケースが多い。
- ② 駅や市役所などの案内所に人を配置し、聞きやすい場所を設置することが大切である。
- ③ 路上駐車や駐輪、店先の看板など歩行者にとって危険な箇所が多い。

(3) 障害などに対する理解について

- ① 偏見や無理解など目に見えないバリアを取り除き、相互理解と助け合いが大切である。
- ② 駅などで働く人たちは特に障害者に対する理解や、その場での状況判断を的確にして欲しい。
- ③ 困っている人への親切な手助けが必要である。

2. 個別の内容

(1) 障害者団体等

- ①筆談器が色々な場所にあることや視覚的情報があると助かる。・・・聴覚障害
- ②大きくわかりやすい絵文字など視覚的な情報が必要・・・知的障害、自閉症など
- ③音声信号機や押しボタン式信号機が必要である。・・・視覚障害者

(2) 事業者等

- ①人的サポートは今まで行ってきたが、今後とも継続して利用者の要望に応じていく。
- ②車両など新しく購入する場合、障害者が利用しやすいものに変えていく。
- ③駅前広場のバス乗り場の総合的な（事業者別でなく）検討が必要。

4－5．市民参加による現地調査

田辺市に暮らす高齢者、障害者等で構成されるメンバーにより、田辺市の重点整備地区内の移動等に関する問題点を抽出するために、現地調査を実施しました。

生活関連施設及び生活関連経路等についての調査項目は以下のとおりです。

1．ルート及び調査項目

(1) ルート

A 班

田辺市民総合センター⇒駅前新通り及び背戸川⇒ＪＲ紀伊田辺駅及びＪＲ紀伊田辺駅前広場⇒駅前通り⇒湊本通り⇒北新町⇒栄町⇒田辺市民総合センター

B 班

田辺市民総合センター⇒銀座通り⇒海蔵寺通り⇒湊本通り⇒北新町⇒栄町⇒田辺郵便局前⇒紀南文化会館

C 班

田辺市民総合センター⇒銀座通り⇒海蔵寺通り⇒アオイ通り及び田辺白浜線、宮路通り⇒田辺大通り⇒田辺市役所本庁舎

(2) 調査項目

- ・ ＪＲ紀伊田辺駅構内及びＪＲ紀伊田辺駅前広場
- ・ 案内標識、音声ガイド 等
- ・ 公衆便所…案内表示、多目的便所の整備状況
- ・ 道路……歩道、信号機、誘導ブロック、休憩場所
- ・ 施設……市役所本庁舎 市民総合センター 紀南文化会館

2．実施概要

(1) 実施日時及び実施場所

- 実施日時…平成 19 年 11 月 18 日（日）13 時～17 時
- 実施場所…田辺市重点整備地区内

(2) 参加者…総数 54 名

- A 班…………… 19 名
- B 班…………… 18 名
- C 班…………… 17 名

(3) 当日のスケジュール

- 13：00～13：15 : あいさつ、主旨説明
- 13：15～14：45 : 現地調査（A，B，C の 3 班に分かれて実施）
- 14：45～17：00 : 田辺市民総合センターにおいて意見交換会

1 番ホーム

- 駅構内の便所の点字表示と点字ブロックが連動していない
- ホームが傾いている
- 待合室前に傾斜があって出入りにくい
- 階段脇の幅員を拡大してほしい
- 待合室(木造)とホームに隙間がある
- 待合室が狭く電動車が出入りにくい
- 待合室(木造)の出入口の段差がある



↑ 駅構内待合室前の溝

2、3 番ホーム

- トイレを設置してほしい
- 待合所を設置してほしい

手すり

- 駅 跨線橋の上部に手すりを設置してほしい

グレーチング

全体 駅前新通り 北新町 湊本通り 背戸川の通り

- グレーチングの隙間が粗い
- グレーチングの穴が大きい
- グレーチングの目が粗い
- 溝蓋に隙間がある
- 溝蓋の隙間が大きくなっているところがある
- 駅前新通り
- 会津町橋の跡脇のグレーチングに隙間がある
- オークワ前の溝蓋の上に鉄板がある



↑ 目の粗いグレーチング 背戸川の通り

トイレ

- 駅構内トイレ
- トイレに段差がある
- 車いすが中で回転できない(車いすで使いにくい)
- 駅構外トイレ
- トイレ入り口が熊野古道の看板で狭くなっている
- 一般トイレも微妙な段差がある
- 障害者トイレに手すりやブザーがまだついていない
- 障害者トイレのドアが開けにくい 便器の位置が悪い 非常ブザーがない
- 便所への通路に自販機が設置されていて狭く通行に難点がある
- トイレが狭くて入りにくい 紙、ブザーがない
- トイレに手すりがない 入り口に段差がある



↑ 便所入口の段差 駅構外便所



↑ 車いす使用者用便所 駅構外便所

駅構内及び駅前広場の2班に分かれて調査

情報・案内

- 2、3 番ホームで階段下り口に近いところに電光掲示板が必要
- 駅ホームで乗車位置を視覚的に知らせる方法が必要
- 駅構内での掲示板的活用をしてほしい
- 観光客への案内が必要
- 電車が来ると放送したと聞いて通訳者に聞いてびっくり。JR 環状線のように「〇駅を出たまま乗る」と電光掲示板がほしい
- 音声案内が必要
- 待合室の音声案内が必要ではないか
- 災害時 緊急時の行政各機関との連絡ネットワーク整備が必要

駅

- エレベーター エスカレーターがない
- 駅券売機が車いすからは手がとどきにくい

点字ブロック

(駅前広場)

- 点字ブロックが途中で途切れている
- ブロックがきれているところが多い
- オーミヤさんのところの点字ブロックはおかしい
- もみの木さんのところで点字がきれている
- 電話ボックスへの点字がとぎれている
- 点字ブロックが不足
- 点字が駅前で連携していない



↑ 道路上に置かれたバイク 湊本通り



↑ 歩道の上にみ出し自転車 駅前広場



↑ 途切れている点字ブロック 駅前広場

障害物

(駅前新通り)

- 背戸川入り口の橋の名残が邪魔
- 標識の撤去後の残骸が残っている
- ガスボンベが置いてあり邪魔になる
- 植木や鉢が歩道に出ている
- 広告看板が路上に置いてある



↑ 歩道の溝蓋がでこぼこしている 湊本通り

電柱

(駅前新通り)

- 道路の上に電柱の切った跡がそのままあった(三栖口)
- 国金前元ガソリンスタンド前信号の電柱が邪魔(位置の変更)
- 電柱が邪魔
- 電柱が歩道部分に設置
- 道の両側に電柱がある
- 電柱が歩道に立っている

現地調査

A 班

平成19 年11 月18 日

駅前広場

- バスの降り場の場所を変更してほしい
- 交番前のバス停は降りにくい
- バス乗り場 タクシー乗り場がわかるようにしてほしい
- 車道と歩道の段差がある
- バス停に段差がある
- 歩道と車道の区別がなく危険
- 歩道と車道の段差解消の鉄板の処理が悪い
- 駅の前側のしほ鋼板の蓋が傾斜があつてあぶない
- 三万五千石前の歩道の改修が必要
- 横断歩道部に段差がある
- 障害者用電話ボックスの使い勝手が悪い
- 駅前歩道に単車や自転車が放置されている



↑ 駅前歩道 幅が狭く 勾配もある

バス停

- 三栖口のバス停が歩行者の妨げになる
- 交番前バス停の段差及び花壇が邪魔

カーブミラー

- 背戸川いけ口門の交差点カーブミラーが車いす使用者にとって見にくい
- 三栖口の踏み切り付近にカーブミラーが必要



↑ カーブミラー 三栖口踏み切り付近

その他

- 国金前交差点の信号がわかりにくい
- 国金の玄関に段差がある

道路・歩道の状況

全体 駅前新通り 北新町 湊本通り 背戸川の通り

- 道路の路面の状態が悪い
- 道全体に段差がありすぎ
- 道が狭い
- 歩道がない
- 駅前
- びっくりラメンの所の歩道と横断歩道に段差がある
- 駅前新通り
- 会津町附近の道路がでこぼこしている
- バスの通行が多い
- 三栖口の踏み切り駅方向に向かって緩い傾斜がある
- 車いすの場合路面にでこぼこがあるので車輪が入って転んだりする
- 歩道に穴があいている

民有地

- 民有地と関係が深い(国金前)
- 民有地と関係が深い(国金前)
- 民有地と関係が深い(国金前)

障害物

(駅前新通り)

- 背戸川入り口の橋の名残が邪魔
- 標識の撤去後の残骸が残っている
- ガスボンベが置いてあり邪魔になる
- 植木や鉢が歩道に出ている
- 広告看板が路上に置いてある



↑ 歩道の溝蓋がでこぼこしている 湊本通り

電柱

(駅前新通り)

- 道路の上に電柱の切った跡がそのままあった(三栖口)
- 国金前元ガソリンスタンド前信号の電柱が邪魔(位置の変更)
- 電柱が邪魔
- 電柱が歩道部分に設置
- 道の両側に電柱がある
- 電柱が歩道に立っている

◎ 生活関連施設

▲ 出発地点

★ 帰着地点

0 100 200 300 m

平成19年11月18日

銀座通り

湊本通～北新町

センター～銀座

田辺市民総合センター

市民総合センターのバス停の標識の向きが悪い(歩行者から見えにくい) わかりにくい

センター 栄町通り単車や自転車が歩行の妨げになっている



↑銀座通りを調査中

市役所

市役所玄関前の障害者用駐車場の標識はどうか「身体障害者用駐車場」でどうか

その他

駅前附近的道路上は駐車が絶えず、歩きづらい

正面玄関で歩道と車道の段差がきつい

横断歩道の白線が消えかかっている(第三銀行)

福路町の点字ブロックがなかった

歩道上に各商店の花等の鉢が置かれていてかえって障害になる

表面のツルツルタイルが水に濡れたら滑りやすい

銀座～海蔵寺横断歩道がない



↑歩道上に置かれた植木鉢 銀座通り



↑銀座通りの商店の店先に「自由にトイレをお使いください」の看板

駐車場 駐輪場の位置がわかりにくい

道幅が狭い うえ単車・自転車の駐車が歩行の妨げになった

溝の上にバイク多い

道の幅がもっと広ければよい

歩道駐輪が多い

バス停表示板が古い



↑湊本通りの路側帯のバイク自転車



↑湊本通りの路側帯の破損箇所

紀南文化会館

トイレ

トイレが男性用か女性用かわからない

トイレに洋式の表示がほしい

洗浄レバーが便座の後ろにあるため使いにくい

便座の右横下の小さな手洗いが邪魔になる

トイレの取っ手が重く、車椅子から遠い

障害者トイレの表示が通路にない

障害者トイレの便座の右側が狭い

入り口の開閉が自動で椅子が入れられない

スロープ

車椅子用のスロープの標識がない

スロープの曲がり角が狭い

点字

誘導点字ブロックがない

階段 手すりに点字表示がない

EV

エレベーターにガラス窓がほしい 何か起こったとき助けを求められる

1階エレベーター入り口附近の道路不備(車椅子が通りにくい)

1階エレベーターの案内がない

座席

最後尾の車椅子用の座席からは舞台が見えない

その他

消火器の位置が遠くからでもわかるように表示してほしい

手話ができる人がいたらいい(メモ用紙を置いてくれるが)

文化会館横の歩道 植木はみ出し

紀伊田辺駅



↑紀南文化会館の車椅子用客席に設けられたノット

郵便局～文化会館

郵便局前の道がガタガタしている

溝蓋がない 溝の上にエアコン室外機や鉢が置かれている

郵便局から上屋敷へかかる家の横の溝蓋がなくて危ない

郵便局 スロープ表示がない



↑郵便局前の交差点



↑中屋敷町の歩道のない通り 溝蓋がない

田辺第二小学校



↑紀南文化会館の障害者用便所



↑1階入り口に設けられたエレベーター呼び出しボタン 案内表示なし(調査後案内表示が設置された)



↑紀南文化会館内部のエレベーター 点字表示あり

平成19 年11 月18 日

点字ブロック

田辺大通り	
点字ブロックが交差点にしかない	点字ブロックなし
点字ブロックがない	点字ブロックが歩道の端にしかない
弱視の場合点字ブロックが夜見えにくくなる	点字ブロックがマンホールで切れている
点字ブロックが交差点部のみで一連にいていない	点字用マンホールがあるといい

市役所

点字ブロックが1ヶ所に多く数ついているところがあるが、たくさんあるより階段への誘導がほしい	エレベーターにガラス窓がほしい
正面玄関で車いすの誘導が不十分	車いすを通るコースの誘導がほしい
玄関前、車いすのコースがわかりにくい	カウンター低いのと高いのがあるので使いやすい



↑木のベンチ 老朽化が進む田辺大通り



↑市役所入口の総合案内板



↑敷詰められた点字タイル市役所



↑バス停の標識をチェック田辺～白浜線

0 100 200 300 m

信号機

銀座通り商店街～海蔵寺	歩行者用の信号機がないところがあった	歩行者用信号なし	歩行者用の信号がなかった
信号機全般	信号機 全体的に問題はない	信号機に文字や数字の電光表示があるといい	信号に「文字」「秒」の表示があるといい
音声信号	音声信号が夜とまってしまふ	音声信号が風の音や車の音で消されそうな気がする	

市民総合センター

機能訓練センターまでに点字ブロックがない	階段の点字ブロックが近すぎる
----------------------	----------------



↑歩道がない海蔵寺通り

ベンチ・休憩所

田辺大通り	木の根のベンチが斜めになっている	所々ベンチがあるが高さがまちまちで老朽化がひどい
	ベンチに色を塗ってリニューアルするとよい	ベンチに問題がある
	大通りの木の椅子が真っ黒で座れない	

サイン

銀座通り	案内板の位置色分け	銀座通り案内板が傾いているため車椅子では見えづらい
	案内板の色がはっきりわかるようにしてほしい	案内表示に問題なかった
市役所	案内板の色はよい	案内板の前方に障害物があり案内板が見にくい
	案内板の前がふさがれていて近づけない	

駐輪・駐車

(全体)	駐輪が多い	自転車との分離がない
------	-------	------------

扇ヶ浜公園便所

扇ヶ浜の公衆トイレ古い	狭い 暗い 手すりがない
トイレの電灯がつかない	



↑歩道が狭く生垣が伸びてくると邪魔になる市役所前

歩道

田辺大通り	段差が大きい	歩道を横断する部分の段差が大きい	大通りの歩道のタイルの状況が悪い
	各乗り入れの段差が大きく勾配がきつい		歩道にある集水枡と歩道に段差がある
	タイルがでこぼこしているマンホールの蓋がとび出ている		マンホールが出ていて車いすではつらかった
	段差がきつく車いすではつらかった		平板ブロックのたつきがひどい
	平板ブロックがでこぼこしている		一吉証券～大浜の歩道の路面が悪い

市役所前	垣根で歩道が狭くなっている	歩道が狭い
	カッパーク前の歩道が狭い	歩行者用の道幅が狭い
	市役所前の道路歩道の幅が狭い	市役所前の歩道が狭く垣根が飛び出ているので車いすで通りにくい垣根をカットしてほしい
	歩道と車道に段差があり、立ち上がりがないので怖い	市役所前の海側の歩道の真ん中にポールが立っていた

海蔵寺前	改良予定はあるが道が狭く電柱が道路肩にあるため少し邪魔	南北両側の交差点部の乗り入れ部でタイル部が下がりつまづきそう杖がひっかかる
------	-----------------------------	---------------------------------------

全体	段差・歩道全体的にはよかった
----	----------------



↑歩道に広げられた植栽銀座通り

◎ 生活関連施設 ▲ 出発地点 ★ 帰着地点

4-6. 来訪者による現地調査

観光客（地域外からの来訪者）が、田辺市の中心市街地の観光スポットや商店街等を安全に楽しく歩くことができるかを検証しました。

1. ルート及び調査項目

(1) ルート

J R 紀伊田辺駅⇒駅前通り⇒湊本通り⇒アオイ通り⇒宮路通り⇒闘鶏神社⇒田辺大通り⇒扇ヶ浜公園⇒南方熊楠顕彰館⇒銀座通り⇒田辺市民総合センター

(2) 調査項目

- ・ J R 紀伊田辺駅構内 J R 紀伊田辺駅前広場
- ・ 案内標識、パンフレット、音声ガイド 等
- ・ 公衆便所…案内表示、多目的便所の整備状況
- ・ 道路……歩道、信号機、誘導ブロック、休憩場所
- ・ 手話通訳ガイド、サポートガイドなどの人的資源について

2. 実施概要

(1) 実施日時〔11 月 22 日(木)〕

〔参加者・・・来訪者 11 名、田辺市参加者 10 名、合計 21 名〕

(2) 参加者

① 来訪者

- ・ 障害者 …………… 2 名（車いす利用者、視覚障害者各 1 名）
- ・ 介助者 …………… 1 名
- ・ 障害者支援団体、旅行会社… 2 名
- ・ コンサルタント …………… 6 名

② 田辺市

- ・ 身体障害者連盟 …………… 3 名
- ・ 介助者及び手話通訳者 …… 4 名
- ・ 田辺市職員 …………… 3 名

(3) 当日のスケジュール

11：10～12：00	駅周辺調査
13：00～15：15	現地調査
15：15～17：00	来訪者と地元参加者との意見交換会

平成19年11月22日



↑意見交換会の様子

観光で大事なこと まちなかでの移動

音声案内信号はよかった

デジは振動目方

点字ブロックの誘導が備わっている

歩道と車道の段差が急で、歩きにくい

比較的新しい道でも幅の狭い溝が多い

点字ブロックの誘導が備わっている

歩道と車道の段差が急で、歩きにくい

比較的新しい道でも幅の狭い溝が多い

音声案内の内容はよかった

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の内容はよかった

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

音声案内の視覚的障害者にはわかりにくい

感想

車いすで海まで降りることができた

1人で来ても楽しいまちに思えた

仮にバリアがなくても一人でも来れるのは難しい

地元住民でも気づいていないことを再確認できた

田辺のまちにも魅力がたくさんあることがわかった

今日は比較的整備された道を通っていた

海岸までのスロープがわかりやすかった

寒中かと思いましたが、温かい場所があった

海まで降りることができた

今日は比較的整備された道を通っていた



↑車いすや視覚障害者もスロープを使って浜辺まで降りることができた

観光案内所

人的サポートや補助具などのレンタル機能があるかどうか

観光案内所では親切な対応をしてほしい

誘導ブロックが観光案内所まで続いている

観光案内所のスタッフが意識を持っているかどうか

情報収集について

駅に情報拠点があるといい

田辺市のHPからトイレの情報確認ができない

事前情報は田辺市HPやJRからくわしくおでかけネットで収集する

田辺市のHPの観光案内はわかりやすかった

ガイドブックの店にもいれてほしい

田辺市では他から来た人への情報が不足している

駅にバリアフリーマップがあるといい

旅行に行く時に事前に車いすの場所を調べる

手話通訳がないと不便

情報を常に付加修正が必要

自費で調べる必要はない

田辺市では他から来た人への情報が不足している

休憩スペース

雨宿りができる休憩場所が必要である

休憩場所が見あたらない場所の表示がほしい



↑田辺大通りに設けられたベンチ

その他

駅西側の土産品販売所はバリアフリーができていた

JR紀伊田辺駅

案内表示・情報など

案内放送の文字が小さかった

改札の時刻表がわかりやすかった

改札の時刻表がわかりやすかった

改札の時刻表がわかりやすかった

改札の時刻表がわかりやすかった

改札の時刻表がわかりやすかった

駅構内

田辺駅では駅員が渡り板を持ってきた

改札を出てすぐのホームの勾配が急だった

ホームが狭いところがあり(階段の横)怖かった

改札を出てすぐのホームの勾配が急だった

改札を出てすぐのホームの勾配が急だった

改札を出てすぐのホームの勾配が急だった

トイレ

トイレの情報

トイレに荷物を置くスペースがない

一般トイレに段差があり、つまづきやすい

水洗レバーが奥にあって届かない

トイレの照明が暗い

駅のトイレの鍵は回しながらかけることができなかった

トイレの男女別は色別にされていてわかりやすい

トイレの表示がわかりにくい

トイレの表示がわかりにくい

トイレの表示がわかりにくい



↑駅構内の便所

扇ヶ浜トイレ

左右どちらが使えるかわからない

扇ヶ浜の奥の動位は奥の動位

扇ヶ浜の奥の動位は奥の動位

扇ヶ浜の奥の動位は奥の動位

扇ヶ浜の奥の動位は奥の動位

扇ヶ浜の奥の動位は奥の動位



↑扇ヶ浜ビーチハウス便所

コンビニのトイレ

コンビニのトイレは車いす仕様になっていなかった

第 5 章 バリアフリー化に向けた課題の抽出

アンケート調査、関係機関等への聞き取り調査、市民参加及び来訪者による現地調査などの結果から、重点整備地区内の生活関連施設の利用や生活関連経路の移動についての課題を明らかにします。

5－1．生活関連施設の課題

1．特定旅客施設…ＪＲ紀伊田辺駅

(1)案内・情報

- ・ 2 番、3 番ホームに設置されている電光掲示板の位置が遠くわかりにくい。

(2)通路

- ・ エレベーターやエスカレーターが設置されていないため、障害者や高齢者等の移動が困難である。
- ・ 一部通路の幅が狭いところがある。
- ・ 1 番ホームの勾配が急なところがある。

(3)便所

①構内便所

- ・ 便所の点字案内と誘導ブロックの位置がずれている。
- ・ 入口に段差がある。
- ・ 障害者用便所がない。

②構外便所

- ・ 便所の案内表示が分かりにくい。
- ・ 自動販売機と案内板の奥にあるため、便所の位置が分かりにくい。
- ・ 便所へ行く通路と入口が狭い。
- ・ 障害者用便所は、鍵がかかりにくい。
- ・ 壁伝いの手すりや緊急通報ボタンが整備されていない。
- ・ 荷物を置く台や衣服等をかけるフックがない。

(4)その他

- ・ 券売機のカウンターの下に車いすが入らないので券売機が利用しづらい。
- ・ 1 番ホームと待合室（木造の茶屋）との間に溝がある。

2. 官公庁施設

(1) 田辺市役所本庁舎

①案内表示

- ・正面玄関のスロープへの誘導案内がない。

②その他

- ・エレベーター内での緊急時の際に、聴覚障害者が通報装置を押しても対応できないので不安である。
- ・障害者用駐車場が正しく利用されていない場合がある。

(2) 田辺市民総合センター

①案内表示

- ・入口の全館案内板の位置が高く文字が小さい。

②その他

- ・エレベーター内での緊急時の際に、聴覚障害者が通報装置を押しても対応できないので不安である。
- ・障害者用駐車場が正しく利用されていない場合がある。

3. 劇場・観覧場

(1) 紀南文化会館

①案内表示

- ・屋外のスロープの誘導サインがない。どのように行けば大ホールまで行けるか分からない。
- ・1階からエレベーターを利用する際の呼び出しボタンの案内表示がない。
- ・障害者用便所の案内表示がないため位置が分かりにくい。
- ・障害者用駐車場の表示が分かりにくい。

②障害者用便所

- ・入口のドアが車いすに乗ったままでは開けにくい。
- ・便器の洗浄レバーが便座の後ろにあり使いにくい。
- ・便座横の小さい手洗いが邪魔で便座に座りにくい。

③客席

- ・車いす使用者用の客席は、目の高さに壁があって舞台が見えにくい位置に設置されている。

④その他

- ・エレベーター内での緊急時の際に、聴覚障害者が通報装置を押しても対応できないので不安である。

5－2．道路の課題

1．歩道

(1) 歩道の設置

重点整備地区内では、県道紀伊田辺停車場線（駅前通り）、文里湊線（アオイ通り、田辺大通り）、田辺龍神線（銀座通り、市民総合センター～栄町交差点）、市道扇ヶ浜龍神橋線（田辺郵便局～銀座通り角）などの主要な道路は歩道整備がされており、その他の道路については歩道が設置されていない。

(2) 歩道のある箇所

① 歩道の構造

- ・全体に歩道と車道のすりつけ部が急勾配である。
- ・紀南文化会館、市役所周辺で歩道の幅員が狭い箇所がある。

② 仕上げ

- ・路面の凸凹がある場所は車いすの振動やつまづき、転倒の原因になる。
- ・歩道の平板ブロックやインターロッキングなどの舗装材は、目地が多く、車いすに乗った場合振動が大きい。
- ・タイル舗装された歩道は雨の日などは滑りやすい。
- ・歩道内に誘導ブロックの未設置箇所がある。
- ・誘導ブロックが浮いた箇所がある。
- ・歩道と車道のすりつけ部が破損したところがある。

(3) 歩道のない箇所

- ・路面の凸凹がある場所は車いすの振動や、つまづきの原因になる。
- ・溝蓋のグレーチングの幅や溝蓋の穴が大きい箇所がある。
- ・溝蓋が欠けている箇所がある。

(4) 路上の障害物など

- ・路側帯や歩道上に自転車やバイク、車などが長時間にわたって駐車している場合、通行の妨げになっている。
- ・店の看板などが路側帯や歩道上に出ている。
- ・路側帯及び歩道上の電柱が通行の妨げになっている箇所がある。
- ・植栽やフラワーボックスなどが路側帯や歩道上にはみ出している。

2. 交通施設

(1) 安全施設・・・信号機など

- ・視覚障害者用スピーカーが無い箇所があり、視覚障害者が一人で交差点を渡ることが難しい。
- ・障害者や高齢者にとっての横断時間が短い信号機がある。
- ・歩車分離式信号機の場合、歩行者用の横断時間が短く障害者や高齢者が渡りきれない。

5－3. 交通手段の課題

1. バスについて

(1) バス車両について

- ・ノンステップバスの導入が一部である。

(2) バス停について

- ・バス停にベンチや上屋がない
- ・バス停の時刻表の位置が高く文字が小さい。

2. JRについて（車両）

- ・車いすで乗車できる車両は限られている。
- ・車いすで乗車は出来るが、車いすの固定場所が十分確保されていない。
- ・車いす対応便所が狭く、利用しにくい。

5－4. 情報提供の課題

- ・案内板が少ないため、目的地にどのように行くのか分からない。
- ・観光案内パンフレットにバリアフリー情報が入ってない。
- ・障害者の観光客に対するサポート体制が分からない。

5－5．その他

1．JR紀伊田辺駅前広場

①案内表示

- ・駅前広場全体の案内表示が分かりにくい。
- ・バスの路線が分かりにくいため、案内表示の工夫が必要である。

②バス停

- ・会社別のバス乗り場となっており、乗車位置が分かりにくい。
- ・バス降り場と歩道の間に段差がある。

③歩道、横断歩道など

- ・横断歩道の誘導ブロックが途中で切れている。
- ・歩道とのすりつけ部が谷状になっている。
- ・歩道に凸凹がある。
- ・歩道が途中で狭くなったところや歩道のないところがある。

④その他

- ・公衆電話ボックスの入口の傾斜がきつい。
- ・放置又は一時駐輪している自転車等が多い。

2．公衆便所

重点整備地区内の公衆便所は、扇ヶ浜公園に3ヶ所、会津公園に1ヶ所、とうけい公園に1ヶ所設置されている。

①全般について

- ・荷物を置く台や衣服をかけるフックがない。
- ・便器洗浄装置が便器の後ろにあり使いにくい。

②会津公園内便所

- ・スロープの先端が欠けて段差ができています。

3．休憩施設…ベンチ、上屋

- ・ベンチが整備された道路はあるが上屋は整備されていない。
- ・老朽化した木のベンチは座ることができない。
- ・重点整備地区内において休憩できる場所が少ない。

4. カーブミラー

- ・ 見通しが悪い交差点でもカーブミラーが設置されていない場所がある。
- ・ カーブミラーの位置がずれていたり、汚れていて見えない場合がある。

5. 通行に対する配慮

- ・ 道が狭いにも関わらず、歩行者に配慮していない運転手がいる。
- ・ 障害者や高齢者に対するまわりの温かい対応がない。
- ・ 交通ルールを守らない人が多すぎる。

第 6 章 基本理念、基本方針

6－1．基本理念

田辺市バリアフリー基本構想における基本理念は、年齢や障害の有無に関係なくすべての市民が快適で安心して暮らせるまちをめざし、市民・事業者・行政が互いに協働して築き上げていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、次のとおり定めます。

また、市は、今後策定する各種計画等においても、この基本理念を踏まえるものとしします。

基本理念

だれもが安心して暮らせるまちづくり
～市民が主人公のバリアフリーのまちの実現～

1. まちづくりのための構想

すべてのひとが快適に安心して移動できるまちを実現するためには、施設整備を行うだけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーのまちづくりについての理解を深め、高齢者や障害者、妊産婦、子どもなどへの理解と助け合いの心が不可欠となります。

そのため、田辺市バリアフリー基本構想の策定は、田辺市のまちづくりの一環として位置づけます。

また、田辺市は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道の玄関口として、多数の観光客が訪れており、「交流型観光を推進するまちづくり」をめざしていることから、観光地にふさわしい整備が求められています。

そのことから、田辺市バリアフリー基本構想は、これらの田辺市の特徴を十分考慮して策定するものとしします。

2. 市民全体が参画して策定する構想

田辺市では、これまでも、社会福祉協議会をはじめ、さまざまな活動団体が福祉のまちづくりに自主的に参画しており、「ふれあい文化祭」「おもいっきり福祉ま

つり」などの福祉団体をはじめ市民ボランティアなどが中心となって開催し、活動を展開してきました。

田辺市バリアフリー基本構想においても、策定の過程において、多くの市民が参加し、障害や年齢などを超えてお互いを理解し、田辺市のバリアフリーに関する現状や課題についての共通認識を持つことができるよう、取り組んできました。

この基本構想の策定上の特徴として、以下の項目があげられます。

- ・ 田辺市バリアフリー基本構想策定協議会へのさまざまな団体や人々による参加
- ・ 現地調査への多数の市民の参加
- ・ 来訪者による現地調査の実施と市民との交流
- ・ 幅広い活動団体に対するヒアリング（聞き取り）調査の実施
- ・ 市民に向けたアンケート調査の実施

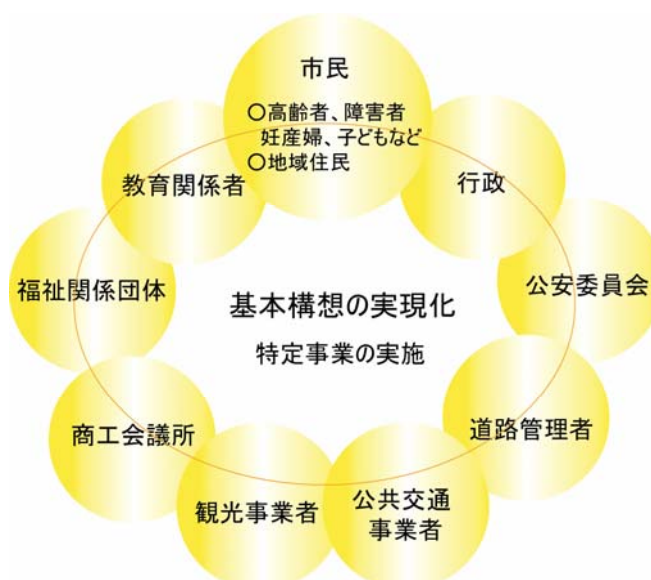
こうした策定過程を通じて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、快適で安心して移動できるバリアフリーのまちの形成をめざします。

3. 協働・連携して実現する構想

この基本構想の実現に向けた取り組みは、田辺市のまちづくりの一環であり、基本構想の実現の主体は市民です。田辺市の多様な市民活動や取り組みを通じ市民が主人公となって、まちづくりの担い手を育成し、市民、行政、交通事業者等が協働することにより構想の実現をめざします。

また、市民と行政の長期的で継続的な信頼関係に基づく、諸事業の進捗状況や、成果に対する評価を行い、さらに充実した計画内容とすることによって、諸事業の価値と効果を最大化することをめざします。

市民参加のイメージ図



4. 心のバリアフリーを推進する構想

高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活をおくり、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物や道路、交通機関等におけるさまざまなバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが必要です。

一方、施設や道路などの物理的なバリアフリーだけでなく、高齢者や障害者等の人権が尊重され、排除されることのない地域をつくるために、すべての市民がノーマライゼーションの考え方にに基づき、相互理解と支えあいの意識を持ち、互いに信頼関係を築いていくことが大切です。

また、学校における福祉教育を通して、心のバリアフリーの理念を育み、さらに、子どもから親、地域の人たちへ広げていくことで「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図ります。

6－2．基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定めます。

道路や施設等のハード面のバリアフリーや市民のマナーやルール、モラル等の心のバリアフリーの視点、新たな交通体系の仕組みづくりや分かりやすい情報の提供・発信等の視点に立ち、基本方針を次の 5 項目とし、総合的、重点的かつ一体的に取り組むこととします。

1．生活関連施設等の利便性の向上

生活関連施設等において、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設づくりに取り組みます。

2．移動における安全性の向上

歩行者の移動の安全性の向上のため、歩行空間の確保（歩道の設置・改修等）、溝蓋・グレーチングの改修、信号・誘導ブロックの整備等に取り組みます。

歩道の未整備区間については、道路の幅員や周囲の環境に考慮するとともに、商店街を含め重点整備地区内を快適に歩くことができる道路とするため、自転車やバイクの通行のあり方、迷惑駐車等の追放や交通安全等の啓発を行います。

3．安心して利用できる交通環境の整備

鉄道やバスの公共交通機関において、高齢者、障害者だけでなく、誰もが安心して利用できる交通環境の整備を進めます。

4．誰もが分かりやすいまちづくり

市外からの来訪者を含め、だれもが分かりやすい案内標示の設置や情報の提供・発信等を図ります。

5．心のバリアフリー推進のまちづくり

施設や道路などの整備のみならず、市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

第 7 章 バリアフリー化に関する整備方針

基本理念、基本方針を踏まえた項目ごとの整備方針は次のとおりとします。

7－1．生活関連施設等の利便性の向上

1．ＪＲ紀伊田辺駅

- ・エレベーターの設置
- ・障害者用便所の新設
- ・構内便所の入り口の段差の改修
- ・1 番ホームの傾斜の改善
- ・待合室の入り口の改修
- ・電光掲示板の位置の見直し
- ・ホーム通路幅の確保
- ・券売機の改善
- ・構外障害者用便所の改善

2．市施設（田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター、紀南文化会館）

（共通）

- ・案内表示の整備（屋外スロープ、障害者駐車場、障害者用便所など）
- ・停電等の非常時において、エレベーター内から聴覚障害者が外部の対応状況を認識できる装置の設置

（紀南文化会館）

- ・1 階エレベーターの乗降体制の整備
- ・障害者用便所の改善（ドア、洗浄レバーの位置など）
- ・車いす使用者の観覧位置の改善

3．ＪＲ紀伊田辺駅前広場

- ・駅前広場全面改修による案内表示の整備
- ・わかりやすいバスの乗降システムの整備

4．公衆便所（重点整備地区内）

- ・公衆便所の新規設置
- ・障害者用便所の便器洗浄装置の位置の改善
- ・荷物台又はフックの設置

5. 休憩施設

- ・バス停にベンチや上屋の新設

7－2. 移動における安全性の向上

1. 道路

- ・グレーチングや溝蓋の改修
- ・舗装不良箇所の修繕
- ・カーブミラーの設置と維持管理の徹底

2. 歩道

- ・歩道の新設
- ・誘導ブロックの新設及び破損箇所の修復
- ・凸凹のある歩道の改修

3. 交通施設

- ・視覚障害者用スピーカーのない信号機の改善
- ・思いやり信号機設置による歩行横断時間の確保

7－3. 安心して利用できる交通環境の整備

1. バス車両等

- ・低床バスの導入
- ・バス停の案内表示の整備

2. 鉄道車両

- ・車いす対応車両の導入促進

7-4. 誰もが分かりやすいまちづくり

1. 分かりやすい情報の提供

- ・ 分かりやすいサインの整備
- ・ 重点整備地区内の観光施設、休憩施設、公衆便所などバリアフリー情報を入れた総合的なパンフレット（バリアフリーマップ）の作成

2. 観光客など来訪者への情報提供

- ・ 南紀田辺観光案内センター整備に伴う情報発信の一元化
- ・ 情報提供としてのホームページの充実
- ・ 駅や観光案内所でのバリアフリーマップやパンフレットの設置
- ・ 情報の集約と障害者、高齢者の受け入れ体制の整備
（介助者などの人的サポート、補助具などのレンタル機能など）

7-5. 心のバリアフリー推進のまちづくり

- ・ 人権意識や福祉意識の啓発のための講座などの開催
- ・ あらゆる機会を通じて、誤解や偏見をなくすための啓発活動の推進・市の広報やホームページ、新聞、地域の回覧板などによる P R
- ・ 学校の福祉教育を通じた取り組みの推進
- ・ 違法駐車及び歩道上にバイクや自転車などを放置防止の取り組み
- ・ コミュニケーションボードを多数の人々が利用する公共施設や駅、市内の店舗などへの設置
- ・ バリアフリーマップの作成と駅などへの設置

第 8 章 バリアフリー整備計画

重点整備地区におけるバリアフリー化の課題と整備方針を踏まえ、これを具体化するための整備計画を策定します。

整備計画は「バリアフリー新法」に定められた事業に基づいたものとします。

また、現在進められている「中心市街地活性化基本計画」との整合性をもった、計画とします。

8－1. バリアフリー整備計画に盛り込むべき事業

田辺市における特定事業及びその他の事業を以下のとおり設定します。

1. 特定事業

(1) 公共交通特定事業

J R 紀伊田辺駅の整備に関する事業

特定車両の購入、バス停やバスの案内表示に関する事業

(2) 道路特定事業

県道紀伊田辺停車場線、同文里湊線、同秋津川田辺線、同田辺龍神線、同田辺白浜線、市道元町江川文里港線、同扇ヶ浜龍神橋線、同湊栄町 1 号線、同下屋敷文里港線、同湊 70 号線の道路に必要な整備に関する事業

(3) 建築物特定事業

田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター、紀南文化会館の建物の整備に関する事業

(4) 交通安全特定事業

信号機の整備及び違法駐車・駐輪の防止など交通安全に関する事業

2. その他の事業

(1) J R 紀伊田辺駅前広場

バリアフリー化のための整備に関する事業

(2) 分かりやすい情報システムの構築

バリアフリー化のための情報の整備に関する事業

(3) 休憩施設

休憩設備の整備に関する事業

(4) 公衆便所

バリアフリー化のための公衆便所の設備の改修に関する事業

8-2. バリアフリー化の整備目標年次

バリアフリー化の整備目標年次については、整備内容により短期、中期、長期とし、短期は、「バリアフリー新法」に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げるいくつかの移動等円滑化(バリアフリー化)の目標数値の実施年次である平成 22 年とし、中期は平成 23 年から 27 年、長期は平成 28 年以降とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や技術の進歩等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

8-3. 関係機関との連携による整備計画

1. 特定事業

(1) 公共交通特定事業

【ＪＲ紀伊田辺駅の整備（西日本旅客鉄道株式会社）】

特定旅客施設であるＪＲ紀伊田辺駅のバリアフリー化に必要な整備を行います。

内 容	スケジュール		
	短 期 (平成22年まで)	中 期 (23年～27年)	長 期 (28年以降)
①エレベーターの設置			
②跨線橋の設置			
③階段部分への手すりの設置			
④障害者用便所の新設（駅構内） ※1			
⑤便所の入口段差解消（駅構内）			
⑥エレベーター周辺におけるホーム傾斜の改善			
⑦ホーム通路幅の確保 （跨線橋新設に伴う有効幅の確保）			
⑧エレベーター設置に伴う 誘導ブロックの設置※2			
⑨LED式発車標（電光掲示板）の位置の見直し			
⑩点字案内板の整備 ※2			
⑪誘導チャイムの設置 ※2			
⑫ホーム上の屋根の設置 （エレベーターまで及び障害者用トイレ部分まで）			
⑬券売機の改善（蹴込み部の設置）			
⑭構外障害者用便所の改善(手すり、非常ボタン)			
⑮車いす対応車両の導入促進			

【具体的な内容】

※ 1 構内に障害者用便所を新設し、利便性の向上を図ります。また、乳幼児ベッドやオストメイト対応トイレを設置することで、多くの方が気軽に利用できるようになります。

※ 2 エレベーター及び階段部分に新たに視覚障害者用誘導ブロックを設置するとともに構内に点字案内板や誘導チャイムを設置することで視覚障害者の移動の円滑化を図ります。

【バス事業者が実施する特定事業】

高齢者や障害者に対応した低床バスの導入やバス停での表示についても、分かりやすい案内表示の整備を行います。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期 (平成22年まで)	中 期 (23年～27年)	長 期 (28年以降)
①低床バスの導入	西日本ジェイアールバス株式会社			
	龍神自動車株式会社			
	明光バス株式会社			
②バス停の案内表示の改善	龍神自動車株式会社			
	明光バス株式会社			

(2) 道路特定事業

道路特定事業の対象になる生活関連経路は、重点整備地区内で先に設定した生活関連経路とし、県道及び市道が含まれます。生活関連経路については、路線ごとに実施年度等の整備計画を作成し実施することとします。また、見通しの悪い交差点については、カーブミラーを設置するとともにカーブミラーの維持管理に努めます。

① 歩道の改良・部分改修

車いすやベビーカーなどの移動円滑化を図るために、歩道の凸凹の解消、段差解消、破損箇所の修復等について順次整備を進めます。

② 視覚障害者用誘導ブロックの改善

誘導ブロック未設置部分の整備や破損箇所の修復を行います。
また、事業者間との連携を図り、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法や歩道の連続性の確保等、誰もが利用しやすい歩行空間の実現を図るよう検討を進めます。

③ 歩道未整備区間の交通体系のあり方

歩道の未整備区間については、道路の幅員や周囲の環境に考慮し、商店街を含め重点整備地区内を快適に歩くことができる道路とします。

【県道】

路線名	内 容	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
紀伊田辺停車場線 (駅前通り)	①歩道上の車止め及び誘導 ブロックの改善※1			
文里港線 (田辺大通り)	②歩行空間の整備※2 (機能向上リニューアル)			
	③歩道の改修 (凸凹及び破損)			
	④誘導ブロックの改修			
	⑤溝蓋の改修及び設置			
	⑥歩道上の植栽等の維持管理			
秋津川田辺線 (駅前新通り)	⑦溝蓋の改修			
	⑧グレーチングの改修 (幅を狭く)			
	⑨舗装の改善 (破損、凸凹、傾斜)			
田辺龍神線 (海蔵寺通り)	⑩歩道の新設			
	⑪誘導ブロックの新設			
田辺白浜線 (湊本通り)	⑫歩道の新設			
	⑬誘導ブロックの新設			

※現在、指摘されている不具合箇所については上記の計画とし、今後発生する不具合箇所については維持管理の面から随時修繕いたします。

【具体的な内容】

- ※1 現在、誘導ブロック上に設置されている車止めについて、誘導ブロックの位置の改善を図り、視覚障害者が車止めにぶつからないように配慮します。
- ※2 田辺大通りの歩道をリニューアルすることで、破損箇所の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などの移動の円滑化を図ります。

【市道】

路線名	内 容	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
元町江川文里港線 (扇ヶ浜交差点～ 紀南文化会館)	①歩道の改善			
扇ヶ浜龍神橋線 (紀南文化会館～ 銀座通り角)	②溝蓋の設置			
	③グレーチングの改修 (幅を狭く)			
湊栄町1号線 (湊本通り、北新 町、栄町)	④歩車共存型道路の整備※1			
下屋敷文里湊線 (宮路通り)	⑤舗装の改修			
	⑥グレーチングの改修 (幅を狭く)			
湊70号線	⑦舗装の改修			
	⑧グレーチングの改修 (幅を狭く)			

現在、指摘されている不具合箇所については上記の計画とし、今後発生する不具合箇所については維持管理の面から随時修繕いたします。

【具体的な内容】

※1 カラー舗装、セットバックにより歩行空間の確保を図ることで、歩車共存による歩きやすいまちづくりをめざします。

(3) 建築物特定事業

建築物特定事業の対象となる生活関連施設は、田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター及び紀南文化会館で、整備方針に基づき改修・改善を行います。エレベーターについては、聴覚障害者対応の応答灯により緊急時の通報確認ができるシステムを構築することとし、ガラス窓についてはエレベーターの更新時に検討します。

1) 田辺市役所本庁舎(田辺市)

内 容	スケジュール		
	短 期	中 期	長 期
	(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①1階出入口の改修※1			
②2階玄関のスロープ誘導案内の設置			
③エレベーターに障害者対応の応答灯設置※2			
④障害者用駐車場の案内表示の改善※3			

2) 田辺市民総合センター(田辺市)

内 容	スケジュール		
	短 期	中 期	長 期
	(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①エレベーターに障害者対応の応答灯設置※2			
②障害者用駐車場の案内表示※3			

3) 紀南文化会館 (田辺市)

内 容	スケジュール		
	短 期	中 期	長 期
	(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①屋外スロープ誘導案内の設置			
②エレベーターに障害者対応の応答灯設置※2			
③障害者用駐車場の案内表示※3			
④1階エレベーターの乗降支援体制の整備※4			
⑤車いす使用者用観覧位置の改善			
⑥障害者用便所の案内表示の改善			
⑦障害者用便所の改善			
⑧階段手すりの点字表示の設置			

【具体的な内容】

- ※ 1 食堂側及び宿直側の出入口について、車いす等がスムーズに通行できる幅の確保等により、車いす使用者等が安心して 1 階から利用できるようにします。
- ※ 2 緊急時において聴覚障害者がエレベーター内に閉じ込められた際に、緊急連絡先との対応の状況が確認できるシステムを整備します。
- ※ 3 障害者用駐車場の利用について、内部障害や一時的なけが人などの利用を含めた利用対象者の案内をすることで、適正な障害者用駐車場の利用の啓発を実施します。
- ※ 4 紀南文化会館 1 階からのエレベーター（市道扇ヶ浜龍神橋線側）の乗降について、車いす使用者等が館内を利用する際に 1 階に設置しているインターホンを利用することで、職員が乗降の手助けをいたします。また、ホームページ等を通じて、紀南文化会館 1 階西側からのエレベーターの乗降利用の案内の周知を図ります。

(4) 交通安全特定事業

重点整備地区内の生活関連経路の信号は、すべて障害者対応のものを導入し、障害者・高齢者が渡りやすい歩行時間を確保します。

迷惑駐車や駐輪を追放するため、関係機関との連携による広報啓発活動の実施とともに重点的取締りを実施します。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①バリアフリー対応型信号機の整備※1	公安委員会			
②迷惑駐車・駐輪の取締りの実施及び啓発活動	警察 田辺市			

【具体的な内容】

- ※ 1 視覚障害者に配慮した音響機能付き信号機や、歩行時間確保ための「おもいやり信号」を設置することで、視覚障害者等の歩行の安全を確保します。

2. その他の事業

(1) J R 紀伊田辺駅前広場

J R 紀伊田辺駅前広場については、交通ターミナル機能の強化、ロータリー化により交通混雑を防ぐとともにバリアフリー化に必要な整備を行います。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①駅前広場の案内表示の整備	田辺市、バス事業者ほか関係機関			
②バス乗降システムの整備	田辺市、バス事業者ほか関係機関			

(2) 分かりやすい情報システムの構築

① 分かりやすい情報手段の構築

高齢者、障害者等が利用可能な市街地の観光施設や公衆便所、乳幼児ベッドなどバリアフリー情報が掲載された総合的なパンフレット（バリアフリーマップ）を作成し、市窓口や観光案内所などに設置します。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①バリアフリーマップの作成（バス停、歩道、便所など）	田辺市			
②バリアフリーマップの情報更新	田辺市			

② 観光客など来訪者にとっての情報手段

田辺市や田辺観光協会など各機関が出している観光情報の一元化を図り、高齢者、障害者等が旅の計画ができる案内情報を提供します。

また、手話通訳や介助者などの人的サポートや補助具などのレンタル機能に関する情報など総合的な案内情報を提供します。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①ホームページの充実	田辺市			
②受け入れ体制の整備※1	田辺市			

【具体的な内容】

※1 高齢者、障害者等の人的サポートや、車いす等補助具のレンタル機能を充実し、受け入れ体制の整備を図ります。

(3) 休憩施設

バス停にベンチや上屋を整備することにより、小休憩できるように必要な整備を行います。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
バス停にベンチや上屋の新設	龍神自動車株式会社			
	明光バス株式会社			

(4) 公衆便所

重点整備地区内における公衆便所のうち改善が必要な扇ヶ浜公園（カッパーク内）、扇ヶ浜海岸駐車場、会津公園、とうけい公園の4箇所については、不適合箇所の整備改善を進めるとともに、重点整備地区内の中間地点にあたる海蔵寺通りに公衆便所を設置することで利便性の向上を図ります。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①障害者用便所の改善	田辺市			
②荷物台、衣服かけフックの設置	田辺市			
③公衆便所の新設	田辺市			

(5) 心のバリアフリーに対する取り組み

心のバリアフリーの推進のために、以下の取り組みを実施します。

内 容	事業者	スケジュール		
		短 期	中 期	長 期
		(平成22年まで)	(23年～27年)	(28年以降)
①高齢者、障害者等への理解啓発 ※1	田辺市			
②モラル、マナーの向上※2	田辺市			

【具体的な内容】

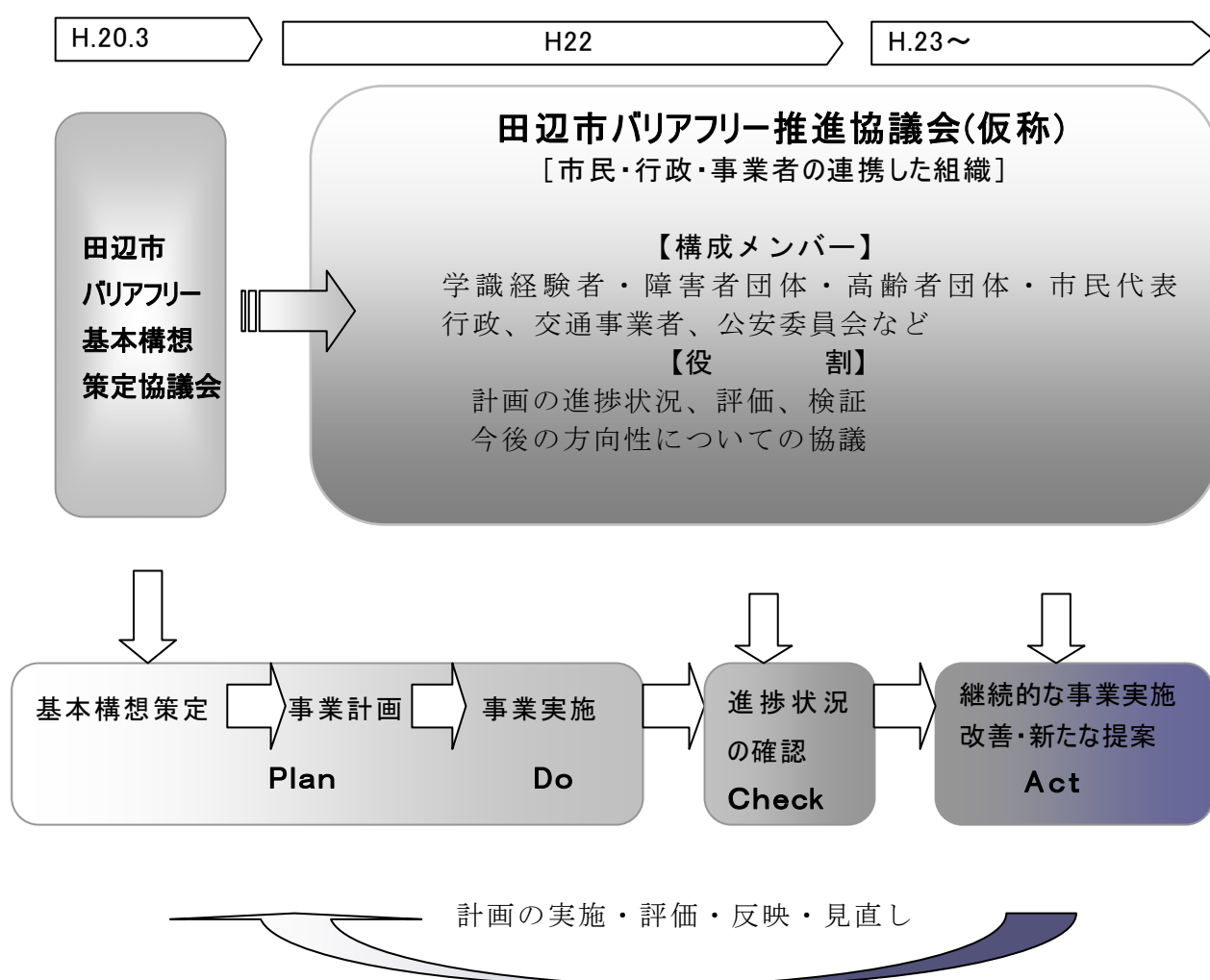
※1 福祉教育などにより教育現場において高齢者、障害者等に対する理解を深める啓発に取り組むとともに、田辺市が実施する各地区における人権学習会やまちづくり学びあい講座などにおいて高齢者、障害者等への理解啓発の研修を実施することで広く市民に理解を求めます。

※2 心のバリアフリー啓発パンフレット（ハンドブック）を作成し、視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）への駐輪防止や、障害者用駐車場の不正利用防止、道路上に障害物（看板、植木鉢）などを置かないなどを呼びかけなどによるモラルやマナーの向上を図ります。

第 9 章 基本構想の推進方策

今後、各特定事業者は、平成 20 年度以降、この基本構想に即し具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施していくこととなります。

この事業が一過性の取り組みで終わることなく、効果的かつ着実に実施されるためには、市民と行政のパートナーシップは必要不可欠であり、Plan「計画」、Do「実施」、Check「点検」、Act「改善」の各段階において、市民と行政、関係事業者が連携・協働して推進する体制の確立が必要となります。



1. 田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）の設置

バリアフリー基本構想の実施に向けて、連絡、調整の場として「田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）」を設置し、事業の進捗状況の確認や事業を推進する上での様々な取り組みのための検討を行います。

2. 心のバリアフリーを進めるための啓発活動

市民一人ひとりが、高齢者や障害者、あるいは妊産婦等に対する思いやりの心を持ち、行動の特性等に対して理解を深めるため、市民が互いに協力し、理解と啓発を促進する取り組みを推進します。

障害者や高齢者のみならず、だれもが安心して歩くことができるよう、放置自転車やバイクの追放や歩行者に配慮した車の運転などマナーやモラルの向上に向けた講習会の開催やパンフレットの作成等の取り組みを進めます。

また、心のバリアフリーを進める上での推進役となる市職員が適切な認識を持つ必要があることから、職員に対する研修の充実を図ります。

3. 分かりやすい情報提供に向けた取り組み

各関係機関の提供する情報の一元化を進めるとともに、バリアフリーマップの作成とその活用を通じて、田辺市に適した分かりやすい情報提供を推進します。

また、基本構想の内容や特定事業等の進捗状況について、市のホームページ等を利用し市民に公開し、バリアフリーの意識の向上に努めます。

4. 関係団体との連携

「田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）」に参加する団体等を中心に、多くの関係団体や事業者の協働、連携を図りながら、バリアフリー基本構想の確実な推進に取り組みます。

本基本構想で使用する主な用語の意味は下記のとおりである。

※移動等円滑化

高齢者や障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要になっており、その前提として高齢者や障害者などの移動や施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを移動等円滑化という。

※オストメイト対応型便所

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負ったため、腹部に弁や尿の排泄口（人工肛門・人口膀胱（通称ストーマ））を有するオストメイトの人が利用しやすいように設計された便所。

※紀の国障害者プラン

計画では、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに人権を尊重し合い、共に和歌山に住んで良かったと実感できる共生社会の実現を掲げ、その実現のため、主体性の尊重、地域社会での自立生活支援、社会参加の促進と能力発揮支援、共に支え合う地域社会づくり、総合的施策の推進の基本的な考え方を示している。平成 16 年度から 24 年度までの計画で、バリアフリーに関しては、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するとしている。

※交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する法律。鉄道駅等の旅客施設及び車両等公共交通事業者によるバリアフリー化を促進すること、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することが定められている。平成 12 年 11 月施行されたが、バリアフリー新法の施行により廃止となった。

※高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法に基づき、高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として、平成 13 年 12 月に閣議決定された。平成 8 年に策定した前の大綱を受け、高齢社会対策推進の基本姿勢を明確にするとともに、対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることを目的としている。バリアフリーに関しては、高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとして、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進や公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備、建築物・公共施設等の

改善等があげられている。

※高齢者、障害者等

この「バリアフリー新法」では、①65歳以上の高齢者、②身体障害者、知的障害者、精神障害者、自閉症などの発達障害者を含むすべての障害者、③妊娠、けがや病気等のために日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人のことをいう。

※視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者の歩行の道標となるよう、杖や足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックで、注意喚起のための警告ブロック（点状ブロック）と、移動の方向を示す誘導ブロック（線状ブロック）の2種類がある。

※障害者基本計画

「障害者対策に関する新長期計画」の「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、障害者施策の基本的方針について定めた計画であり、計画期間は、平成15年度から24年度までとなっている。基本的な方針として、国民だれもが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現をあげ、バリアフリーに関して、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進し、ユニバーサルデザインの観点からすべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進するとしている。

※多目的便所

高齢者や障害者、妊産婦、けが人や乳幼児連れの方など、あらゆる人の円滑な利用に配慮した便所のこと。車いすなどが十分に入れる広さの確保、自動扉、手すり、オストメイト対応設備、ベビーシート、荷物置きの施設など、利用しやすいように色々な工夫がされている。

※ 低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）

高齢者や障害者が乗降しやすいようにバスの出入り口の床面を低くした構造のバスのこと。床の高さが地上から55～60cm程度のものを「ワンステップバス」、乗降口の段差をなくし、床の高さが地上から30～35cm程度のものを「ノンステップバス」という。

※ ノーマライゼーションの理念

障害のあるなしにかかわらず、不自由なくいきいきと生活できるまちこそが、すべての人にとって優しく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者、障害者はもとより、子どもや女性などを含めたすべての人々が家庭や地域の中でともに生活する社会が「あたり前の社会である」という考え方。

※ハートビル法

病院や劇場、デパート等不特定多数の者が利用する建築物に対し、高齢者、身体障害者等が円滑に利用することができるよう、エレベーターを設置するなどのバリアフリー化を促進する法律。平成6年9月施行、同14年7月に一部改正されたが、バリアフリー新法の施行により廃止となった。

※バリアフリー

障害者などの行動を妨げる障壁(バリア)を取り除くという意味で、もともと建築用語として登場し、建物内の段差解消など物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている、①交通機関、建築物等による物理的な障壁(バリア)、②資格制限等制度的な障壁(バリア)、③文化・情報面の障壁(バリア)、④人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁(バリア)を取り除き、生活環境の改善を図ることにより、障害者が社会活動を自由にできる社会づくりをめざすという意味で用いられる。

※バリアフリー情報マップ

駅やその周辺や街中の一定の地区におけるエレベーター、エスカレーター、障害者用便所などバリアフリー化施設の位置を地図上に記載したもの。

※パブリックコメント

行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を公表し、それに対して広く住民や事業者などから意見や情報を提出して貰う機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意志決定を行うもの。

※ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインであり、まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢、性別、体格、障害のあるなしにかかわらず、人びとが持つさまざまな特性を超えて、「設計段階からできる限りすべての人が使いやすい、すべての人に配慮した」環境、施設、製品等のデザインを進めること。

※和歌山県福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者等の行動や社会参加の機会を阻んでいるさまざまな障壁を取り除き、すべての人がみずからの意思で自由行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが必要であるとして、平成8年10月に施行された。同時に施行規則も定められ、対象施設となる公共的施設などの規定、建築物や道路等の整備基準が設けられている。平成18年10月には、少子・高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の普及など、福祉のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化してきたことなどを踏まえ、対象施設や整備基準等の規則の見直しを行った。

田辺市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づく田辺市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、移動等の円滑化に関する調査及び検討を行うとともに、高齢者及び障害者をはじめ関係者の意見を基本構想に反映させるため、田辺市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者
- (3) 公共交通事業者等の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 田辺市職員

3 前項第5号に規定する者は、政策調整部長、保健福祉部長、商工観光部長及び建設部長をもって充てる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に関すること。
- (3) 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、田辺市保健福祉部やすらぎ対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

田辺市バリアフリー基本構想策定協議会策定協議会の経過

第1回 策定協議会 平成19年7月11日

第2回 策定協議会 平成19年8月29日

第3回 策定協議会 平成19年11月7日

第4回 策定協議会 平成20年1月25日

第5回 策定協議会 平成20年2月26日

第6回 策定協議会 平成20年3月24日

田辺市バリアフリー基本構想策定競技化委員名簿

(◎会長 ○副会長)

氏名	所属及び役職名	区分
◎辻本 勝久	国立大学法人 和歌山大学准教授	学識経験者
谷地 昇	田辺市自治会連絡協議会 副会長	住民代表
中根 富藏	田辺商工会議所 副会頭	住民代表
谷峯 正美	田辺市商店街振興組合連合会 理事長	住民代表
木下 凱弘	田辺市老人クラブ連合会田辺支部 アタゴ長命会 会長	住民代表
志波 元昭	田辺市人権擁護連盟 理事長	住民代表
中西 力三郎	田辺視覚障害者福祉協会 会長	住民代表
田中 稔	田辺市肢体障害者部会 会長	住民代表
北 武尚	田辺市聴覚障害者協会 会長	住民代表
○高田 英雄	田辺市障害児者父母の会 会長	住民代表
早稲田 早苗	紀南地区精神障害者家族会 八起き会 会長	住民代表
大久保 尚洋	(社)日本自閉症協会和歌山県支部中紀分会 分会長	住民代表
清水 活志	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社企画・財務室 室長	公共交通事業者代表
榎本 俊生	龍神自動車株式会社運輸部 次長	公共交通事業者代表
田中 良樹	明光バス株式会社 事業本部長	公共交通事業者代表
玉井 道泰	西日本ジェイアールバス株式会社紀伊田辺営業所 所長	公共交通事業者代表

沢田 道彦	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所 事務所長	関係行政機関代表
百々 薫	和歌山県企画部計画局総合交通政策課 課長	関係行政機関代表
谷口 正史	和歌山県西牟婁振興局建設部 部長	関係行政機関代表
中村 佳澄	田辺警察署 署長	関係行政機関代表
山崎 清弘	田辺市政策調整部 部長	田辺市職員
田中 敦	田辺市保健福祉部 部長	田辺市職員
松本 純一	田辺市商工観光部 部長	田辺市職員
橘 長弘	田辺市建設部 部長	田辺市職員

○アドバイザー

村上 滋俊	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官
-------	----------------------------